

平成29年度 第4回山梨県公立大学法人評価委員会次第

日 時 平成30年2月8日(木) 午後3時から
場 所 県立大学飯田キャンパスA館2階大会議室

開 会

- 1 任命書交付、委員紹介
- 2 県民生活部次長あいさつ
- 3 委員長の選出、委員長職務代理者の指名
- 4 委員長あいさつ
- 5 議 題
 - (1) 平成29年度 年度計画の進捗状況等について
 - (2) 公立大学法人山梨県立大学 役員報酬規程の一部改定について
 - (3) その他

閉 会

【配付資料】

- 資料1 公立大学法人山梨県立大学 第二期中期計画(概要)
資料2 平成29年度公立大学法人山梨県立大学年度計画進捗状況表
資料3 平成28年度業務実績に関する評価委員会指摘事項への対応状況
資料4 公立大学法人山梨県立大学理事長報酬の改定について

- 参考資料1 公立大学法人山梨県立大学 第二期中期目標・第二期中期計画対比表
参考資料2 平成30年度山梨県立大学法人評価委員会 日程(案)

公立大学法人山梨県立大学 中期計画(概要)

資料1



中期計画：設置団体（県）の定める、法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を達成するための計画
期 間：平成28年4月1日から平成34年3月31日までの6年間

策定者：公立大学法人山梨県立大学
策定根拠：地方独立行政法人法第78条第3項

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

- 1 教育に関する目標を達成するための措置
 - (1) 教育の成果・内容等に関する目標を達成するための措置
 - ア 学士課程
 - ・全学共通の「学士力」と各専門領域の「専門力」を可視化できるカリキュラムの体系化・構造化、科目ナンバリング制の導入、体験型アクティブラーニング教育の全学的・学際的実施 など
 - (ア) 国際政策学部
 - ・半数以上の学生が地域や海外に出て行う学習の経験、学生の半数がTOEIC650点うち20%はTOEIC800点以上の獲得 など
 - (イ) 人間福祉学部
 - ・社会福祉士国家試験合格率60%以上、精神保健福祉士国家試験の合格率100% など
 - (ウ) 看護学部
 - ・国家試験合格率看護師100%、保健師100%、助産師100% など
 - イ 大学院課程
 - ・学問の進展や地域社会のニーズを踏まえた大学院課程の構想・実現に向けた取り組み など
 - ウ 入学者の受け入れ
 - ・思考力・判断力など学力以外の能力を重視する入試方法の工夫、給費奨学金制度の導入 など
 - エ 成績評価等
 - ・GPAの本格実施、学生の能動型アクティブラーニングの促進のための教育方法や教育評価法の開発・実践 など
 - (2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置
 - ・課題別、テーマ別の研修会を新たに導入・実施、広域ネットワークを活用した教職員のFD・SDの組織化の実現 など
 - (3) 学生の支援に関する目標を達成するための措置
 - ア 学習支援
 - ・すべての学生の学習しやすい環境の整備ため学習相談体制をさらに進展、ラーニングcommonsの整備 など
 - イ 生活支援
 - ・経済的困窮者に対する授業料減免措置を2%から4.4%以上に拡充 など
 - ウ 就職支援
 - ・インターンシップ等の就職支援活動を積極的に行い就職率100% など
- 2 研究に関する目標を達成するための措置
 - (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置
 - ・地域の課題に対応した特色ある組織的な研究の推進・成果の公表、学外委員を含めた研究評価委員会の設置 など
 - (2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置
 - ア 研究実施体制等の整備
 - ・地域研究交流センターと地域戦略総合センターの統合、学外委員を含めて地域研究や学術的に重要な研究の選定 など
 - イ 研究活動の評価及び改善
 - ・教員の研究業績評価の実施、質の高い研究成果や研究業績を上げた教員への学長表彰等のインセンティブの付与 など
- 3 大学の国際化に関する目標を達成するための措置
 - ・国際教育研究センターの全学組織化、交換留学による留学生の派遣・受入人数の倍増、外国人教員比率の倍増 など

地域貢献等に関する目標を達成するための措置

- ・地域研究交流センターの運営体制の充実強化、県内の保健医療福祉の実践現場に携わる看護職が学び続ける場の提供 など
- 1 社会人教育の充実に関する目標を達成するための措置
 - ・社会人学び直し事業の制度化、学内外の人材を活用した社会人教育の充実、資格取得に繋がるリカレント教育の実施 など
 - 2 地域との連携に関する目標を達成するための措置
 - ・地域課題をはじめ国内外の産業や文化事業等に資する研究や情報提供の積極的実施、多文化共生社会づくりの推進 など
 - 3 教育現場との連携に関する目標を達成するための措置
 - ・学校教員や教育関係者との連絡協議会の開催、出前授業や一日大学体験の実施による高大連携の推進 など
 - 4 地域への優秀な人材の供給に関する目標を達成するための措置
 - ・COC+事業への参画・推進、学生が魅力ある県内企業・医療機関等とそれらに携わる人々と出会いふれあう機会の充実、国際政策学部県内就職率45%以上、人間福祉学部県内就職率50%以上、看護学部県内就職率55%以上の達成 など

管理運営等に関する目標を達成するための措置

- 1 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置
 - (1) 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置
 - ・理事長選考方法の見直し、大学の戦略的運営のための補佐体制の整備 など
 - (2) 人事・教職員等配置の適正化に関する目標を達成するための措置
 - ・全学的人事方針の策定、優秀な教員へのインセンティブの付与、職員人事評価の実施 など
 - (3) 事務等の効率化・合理化・高度化に関する目標を達成するための措置
 - ・職員のプロパー化の推進とキャリアパスの策定、専門的知識・能力を備えた職員の育成 など
- 2 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置
 - (1) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置
 - ・科学研究費補助金申請率の向上、採択件数及び獲得額の増加（申請件数95件、採択件数45件）
 - (2) 学費の確保に関する目標を達成するための措置
 - ・優秀な学生の確保等の観点からの学生納付金の適切な金額設定
 - (3) 経費の抑制に関する目標を達成するための措置
 - ・管理業務の一元化等による経費削減の実施
 - (4) 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置
 - ・施設設備等の利用状況の把握と効率的な活用、金融資産の安全確実な運用 など
- 3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置
 - ・自己点検、評価システムの検証、見直しの実施、認証評価結果の公表 など
- 4 その他業務運営に関する目標を達成するための措置
 - (1) 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置
 - ・大学ポータルへの参加、大学COC事業等の成果の積極的発信、大学広報体制の整備 など
 - (2) 施設・設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置
 - ・計画的な施設設備の修繕の実施、大学の施設の支障のない範囲での地域社会への開放
 - (3) 安全管理等に関する目標を達成するための措置
 - ・学生の安全と衛生の確保のためのストレスチェックの取組、情報セキュリティ教育の実施 など
 - (4) 社会的責任に関する目標を達成するための措置
 - ・研究倫理教育やハラスメント防止のための啓発活動、相談・対応体制の充実 など

予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	5,469
自己収入	4,703
授業料等収入	4,309
その他収入	394
施設整備費補助金	0
地(知)の拠点整備事業補助金	67
地(知)の拠点大学による地方創生推進事業補助金	19
看護職員専門分野研修事業費補助金	29
受託研究費等収入	52
計	10,340
支出	
業務費	9,512
教育研究経費	1,772
人件費	7,740
一般管理費	686
施設整備費	90
受託研究等経費	52
計	10,340

・短期借入限度額 2億円

・剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究の質の向上、組織運営及び施設整備の改善に充当

・施設設備及び整備

中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設設備の大規模修繕等については、山梨県と協議して決定

No.	中期計画	H29 年度計画	計画の進捗状況
第1 中期計画の期間			
	平成28年4月1日から平成34年3月31日までの6年間とする。		
第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置			
1 教育に関する目標を達成するための措置			
(1) 教育の成果・内容等に関する目標を達成するための措置			
ア 学士課程			
1	全学共通の「学士力」と各専門領域の「専門力」を可視化できるカリキュラムの体系化・構造化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 各科目にて扱う「学士力」について、シラバス上に明示するよう教員に周知するとともにそれぞれの授業科目のシラバス作成に反映されているか調査する。また、シラバス様式の変更について検討を行う。 「学士力」についての測定を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 「学士力」に関する記載状況の確認方法を検討し、年内中に記載率を確認するとともに、来年度に向けてシラバス様式の変更等も含めた記載方法のあり方を検討し、記載周知のさらなる徹底を図る予定である。 「学士力」の測定は、FD・SD委員会からの前期授業評価結果を受けて、測定する予定である。 各学部では、各科目のシラバスに学士専門力を明記し学生への周知と共に、授業計画の見直しを行い、授業実践をしている。
2	科目ナンバリング制を導入し、学部ごとに学修成果の達成目標を設定する。	<ul style="list-style-type: none"> 科目ナンバリングの見直しについて検討を行う。 カリキュラムツリーとの整合性を確認し、見直しが必要か検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 科目ナンバリングの見直しについて継続して検討を行っている。 カリキュラムツリーとの整合性を確認し、見直しが必要か継続して検討している(以上、3学部)。
3	COC+事業等を通じて、学部間及び他教育機関、研究機関等、産官民との連携強化を推進するとともに、サービラーニング科目をはじめ地域関連科目の充実を図り、体験型のアクティブラーニング教育を全学的、学際的に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 本学の目指す体験型のアクティブラーニングの在り方について検討を行う。 平成28年度に実施したアクティブラーニングに関する調査結果を踏まえ、アクティブラーニングの定義、特に「体験型アクティブラーニング」の教育方法を明確にし、状況把握と実施に向けての検討を行う。 COC+事業等を通じて、学部間の連携強化を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 本学の目指す体験型のアクティブラーニングの在り方について、7月以降委員会にて継続して検討を行っている。 10月教育委員会ではFD・SD委員長である学長より「アクティブラーニングの考え方」について話題提供を頂き、11月委員会以降は、アクティブラーニングの定義、「体験型アクティブラーニング」の教育方法への記載の仕方を明確に、シラバスの「教育方法」欄での記載内容の充実を図っている。 各学部では、全学の方針に則り、地域関連科目や体験型のアクティブラーニングの状況を把握するため、昨年度よりアクティブラーニング教育を取り入れた科目をシラバス上に明示するように昨年度に引き続き整えた。 COC+事業等を通じて、学部間の連携強化を継続して検討する。

No.	中期計画	H29 年度計画	計画の進捗状況
4	<p>(ア)国際政策学部</p> <p>社会のグローバル化に対応して、問題解決能力の育成をより重視したカリキュラム再編成を早期に実施するとともに、行動する国際人を目指して半数以上の学生に地域や海外に出て行う学習を経験させる。</p> <p>また、英語教育においては、中期計画期間中に4年次後期において学生の半数がTOEIC650点以上を、そのうちの二十パーセントは800点以上を獲得することを目指す。</p>	<p>・国際政策学部では、以下の取組を実施する。</p> <p>①2年次の地域実践演習を実施するとともに、1年次の地域実践入門の改善のための取り組みを行う。</p> <p>②2年次終了時に英語能力測定試験を行い、英語カリキュラムの検証を行う。</p> <p>③海外協定校との交換留学や短期派遣プログラムの新規開拓とともに確実な実施を行う。</p> <p>④開拓した国内・海外インターンシップを確実に実施できるような体制作りを行う。</p>	<p>①地域に出て行う学習として、2年次の地域実践演習Ⅰ・Ⅱが実施されている。演習は7名の教員が開講し、27名の学生が履修している。1年次の地域実践演習Ⅰ・Ⅱは46名の学生が履修している。両科目とも想定通りの履修状況である。年度末にはカリキュラムWGや担当者間での意見交換ができるように進めていく予定である。</p> <p>②毎学期にVELCテストを行っている。その結果を活用したカリキュラム検証が行えるように英語企画WGを組織した。</p> <p>③海外協定校との交換留学で10月現在、11名の学生を受け入れ、6名の学生を派遣しており、確実に実施できている。また、短期プログラムへの参加者も46名おり、こちらも確実に実施できている。</p> <p>④海外インターンシップは今年度初めて開講され、6名の学生が履修している。次年度も確実に実施できるような実績作りと現地の提携校の協力が得られるように準備を行う。</p>
5	<p>育成する人材像をより明確化し、地域マネジメント、国際ビジネス・観光、国際コミュニケーションの3コース及び、副専攻コースを設置するとともに、1学部1学科制への移行を図る。</p>	<p>①2年次のコース配属に伴い、コース制授業科目を確実に実施するとともにコースカリキュラム設計のための体制を作る。</p> <p>②2年次演習科目(ゼミ科目)において学科横断型ゼミを導入し、2学科統一に向けての準備を行う。</p> <p>③地域限定通訳案内士副専攻・日本語教員養成課程副専攻を確実に実施するとともに改善を行うための体制を整備する。</p>	<p>①コース制授業科目は現在のところ問題なく運営できている。また、カリキュラムWGを組織し、カリキュラムの改善に着手している。</p> <p>②2年次の演習科目は学科横断型となり、相互の学科ゼミを履修することができるようになり、約10名の学生が所属学科以外のゼミを履修している。</p> <p>③カリキュラムWGを組織し、改善の検討を行える体制を整備した。</p>

No.	中期計画	H29 年度計画	計画の進捗状況
(イ)人間福祉学部			
6	<p>社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の養成目的を明確化し、その目的達成に向けた具体的な方策を策定し計画的に実行する。</p> <p>新卒者の社会福祉士国家試験の合格率について六十パーセント以上を達成し、精神保健福祉士国家試験の合格率について百パーセントを目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の養成目的の明確化に向けた具体的な方策について検討を引き続き行う。 ・新卒者の社会福祉士国家試験合格率六十パーセント以上、精神保健福祉士国家試験合格率百パーセントを目指し、学部として支援の取り組みを行う。 	<p>・社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の養成目的の明確化に向けた具体的な方策について、各資格・免許課程の責任者で構成した実習連絡会議で前年度から検討を進めたところであり、昨年度最終回(第4回1月18日)に確認した内容(案)について、今年度前半に各資格・課程会議の場において再度検討する作業を行い、年度末には2回程度の会議を行い集約を行う予定である。</p> <p>・5月23日社会福祉士国家試験対策説明会、7月19日精神保健福祉士200日前講座(説明会)を開催し、10月5日より国家試験対策講座を開始した。この間、平成27年度(社会福祉士)、平成28年度(精神保健福祉士)国家試験合格者を講師として招き、受験経験談を聞く機会を設け、6月5日より一問メール送信を開始した。7月23日に社会福祉士、10月21、22日に、社会福祉士、精神保健福祉士模擬試験を実施した。11月12日に社会福祉士模擬試験を行った。また、10月25日、26日には、精神保健福祉士課程の学生が自主的に模擬試験を取り寄せて実施している。</p> <p>以上のように、国家試験対策講座、受験経験者講話、一問メールの送信、模擬試験の実施を進めている。特に模擬試験に関しては、昨年よりもその回数を増やす取り組みを行っている。なお、これらの取り組みは、教員のボランティア活動として行われており、また、学生に対する経済的援助策は講じられていないため、現状では、中期計画の達成は危ぶまれる。たとえば、10月に実施された模擬試験の受験率は50%程度であり、これまででない低い水準であった。受験しなかった学生にその理由を聞くと、経済的な理由(受験料を払えない)という回答が多数であった。人間福祉学部の学生の経済状況を勘案し、大学として、財政的措置など組織的対応を検討している。</p>
(ウ)看護学部			
7	<p>看護師、保健師、助産師、養護教諭の専門職業人の養成目的を明確化し、その目的達成に向けた具体的な方策を策定し計画的に実行する。</p> <p>新卒者の国家試験について、看護師百パーセント、保健師百パーセント、助産師百パーセントの合格率を達成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師、保健師、助産師、養護教諭の専門職業人の養成目的を明確化し、その目的達成に向けて平成28年度に実施した「卒業時の到達状況」調査結果を、具体的な方策検討に反映させる。 ・新卒者の国家試験について、看護師百パーセント、保健師百パーセント、助産師百パーセントの合格率を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師教育課程、保健師教育課程、助産師教育課程、養護教諭一種免許状課程4種の専門職業人の養成については、年度当初に「看護学部の教育」を用いて、新入生についてはスタートアップセミナー、及び学年ごとのカリキュラムガイダンスを丁寧実施し、その目的達成に向け、履修登録した前期科目を全員が履修した。 ・学生厚生委員会・キャリアサポート運営委員会が中心となり、平成29年度も同様、入学年次から卒業年次まで「ステップ1～5」までのキャリアガイダンスを系統的に実施している。またGPA制度を活用し、チューター単位の個人面接を行い、国家試験合格に向けては、模試結果を踏まえた個別指導や補習講義等をきめ細やかに指導を行っている。

No.	中期計画	H29 年度計画	計画の進捗状況
イ 大学院課程			
8	学問の進展や地域社会のニーズを踏まえた柔軟かつ高度な大学院課程を構想し、その実現に向けた取組を積極的に進める。	<ul style="list-style-type: none"> 山梨県と協議しながら新大学院設置認可のための手続きを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 国際政策学部、人間福祉学部の大学院修士課程の設置については、昨年度の文科省との事務相談を受けて、学位プログラムによる分野横断型の大学院の具体的な制度設計段階に入った。現在、制度の基本骨格をもとに県との協議に入っている。 看護学研究科では教員・事務局メンバーからなる博士課程設置準備委員会を立ち上げ、設置の趣旨・必要性の整理、分野の検討・設置までの行程表等の案を作成し、具体的な制度設計を進めている。
9	看護学研究科では社会人学生の生活実態に即した学修環境を整備するとともに、スペシャリストの育成・教育研究者の育成のために、3つのポリシーの検証・評価を実施し、教育課程・教育内容の充実改善を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 専門看護師教育課程38単位教育課程の開設に向けて、共通科目「病態生理学」を開講する。 修士論文コースの充実を図るために、「基礎看護学」を開講する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度後期に共通科目「病態生理学」の開講に向け科目担当者への説明会を実施し、11月24日～1月15日の間で開講した。 「基礎看護学」の開講準備が整い、ホームページ等で平成30年度学生募集を行っている。
ウ 入学者の受け入れ			
10	大学の魅力を発信するとともに、学力以外の能力(思考力・判断力・表現力等)を重視する入試方法の工夫や給費奨学金制度の導入等により、留学生や社会人を含み幅広く優秀な学生を受入れ、安定した定員充足を維持する。	<ul style="list-style-type: none"> 学部の魅力や特色をホームページ等を通じて情報発信していく。特に国際政策学部では、外国人留学生受入れのための新規協定校の開拓、海外広報の充実を図る。 アドミッションポリシーに基づいた、入試方法の検討を継続して行う。 給費奨学金制度について調査結果を分析し、検討する。 アドミッションズ・センターの機能を充実させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 国際教育研究センターホームページでは多言語(7言語)化した案内を掲載した。また、英文大学案内も作成・更新した。さらに、県内外(甲府、東京、大阪)で開催された留学生を対象にした進学説明会に参加して、留学生と日本語学校に向けて広報活動を行った。その結果として、本年度、国際政策学部には6名の留学生が特別選抜試験を受験した(6名の中に2名が大阪の日本語学校からの留学生)。また、海外の短期大学から編入学生を受け入れるための協定について検討を行い、現在、交渉中である(韓国の仁徳大学の日本語学科)。 昨年度見直しを行ったアドミッションポリシーの内容を踏まえ、今年度は6月から「高大接続改革における個別学力検査等の検討」と合わせ入試方法の検討を継続している。 公立大学の給費奨学金制度導入状況(平成28年11月現在)を参考に、本学における制度の創設等について議論を開始した。 入試実施体制の強化およびシステム化を図るため、アドミッションズ・センターの規程作成に向けて検討を開始している。 看護学部では、拡大入試企画委員会を中心に、高大接続改革と合わせアドミッションポリシーに基づいた入試方法について、8月2日に検討した。その後も10月17日、11月6日、12月5日と4回にわたり検討し、さらに第8回教授会で教員間での意見交換する場を持つ予定。
11	全学AOセンターを早期に設置し、入学選抜の実施体制を整備するとともに、入試方法や入試結果に関する追跡実証研究を行うなど、高大接続改革実行プランに基づく入試改革を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度入試の結果と入学後の成績(GPA)との関連から入試結果の妥当性について引き続き検証する。 	<ul style="list-style-type: none"> 入試の追跡調査はこれまで各学部で行っていたが、平成28年度以降3学部入学者の試験区分別結果と各学年の成績(GPA)との関連から入試結果の妥当性について、引き続き検証中である。

No.	中期計画	H29 年度計画	計画の進捗状況
エ 成績評価等			
12	GPAを本格的に実施するとともに、基礎データの分析によりその効果を検証し、それぞれの課程における質保証の改善を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続して、GPAデータの収集・分析に基づいて学生に対する学修情報の提供、修学指導を行う。 ・ CAP制の導入に合わせ、学生への履修指導を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ CAP制の導入に合わせ、後期科目の学生への履修指導の徹底を図っている。 ・ 前期科目のGPAデータの収集・分析に基づいて学生に対する学修情報の提供を行うとともに、学期GPAが1.5未満(最高4.5(素点100点)、最低0(素点59点以下)で1.5は素点70点に対応する)の学生に対しては修学指導を行っている。 ・ 看護学部では、第4回学部教授会で、教務委員会より、「平成29年度前期GPA集計結果」報告があり、教員間で共有化を図った。今回の集計結果において、GPA 1.5未満の学生はいなかったが、今後の指導の流れ等について教員間で確認した。
13	学びの技法の教育法を習得するFDワークショップの開催等を通じて、学生の能動型アクティブラーニングを促進する教育方法や教育評価法を開発・実践する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本学の目指す能動型アクティブラーニングの在り方について検討を行う。 ・ FD活動などを通じて、学生の能動型アクティブラーニングを促進する教育方法や教育評価法を研究する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本学の目指すアクティブラーニングの在り方について継続して検討を行っている。特に、11月教育委員会では、FD・SD委員会との役割の違いを明確にしながら、協働する事項についても検討を行った。 ・ FD活動などを通じて、学生の能動型アクティブラーニングを促進する教育方法や教育評価法については引き続き研究課題とする。 ・ 人間福祉学部では、7月12日にアクティブ・ラーニングによる授業方法について、学部FD研修会を実施した。 ・ 看護学部では、第4回教授会にて学部FD委員会より日常的なFD・SD活動について提案がされ、月1回(第4水曜日昼)学習会を継続している。内容としては、①②6月28日:参加者20名、7月19日:16名 教員からの授業実践事例を基に相互の自己の振り返りを行い授業実践について考える③9月20日:参加者16名「実習指導に役立つ今どきの糖尿病の治療」をテーマに教育の在り方について学習 ④10月25日:参加者18名「学生との関わりについて」をテーマに実施した。さらに看護学部FD・SD研修会として、⑤8月11日:参加者47名 平成28年度学部共同研究の報告会の開催⑥9月5日:45名 倫理指針に関する研修会を開催した。実施後のアンケート結果により研究実施において具体的な手続き等を継続的に学習したいという要望から、3月23日に第2回研究倫理に関する研修会を全学FD・SD委員会共催で開催する予定である。

No.	中期計画	H29 年度計画	計画の進捗状況
(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置			
14	<p>これまでの全学的なFDの実績を踏まえ、さらに課題別、テーマ別の研修会を新たに導入・実施するとともに、「大学コンソーシアムやまなし」等を通じて、広域ネットワークを活用した教職員のFDあるいはSDの組織化を実現する。また、学生による授業評価を継続し、その結果を公表するとともに、教育の質の向上に反映させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全学的なFD・SD活動を計画し、実施する。 ・広域ネットワーク型FD・SDの組織体制による活動を開始する。 ・学生による新しい授業評価を新体制のもとに実施し、次年度に活用できるよう授業評価結果をまとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに組織化された全学FD・SD委員会が中心となり、年間計画を作成し、前期(4～9月)は4回、後期は2回(11月、1月)の合計6回の研修会を実施した。また、実施状況については、毎回、大学ホームページに内容を掲載し、公表してきた。 ・広域ネットワーク型FD・SDの組織体制については、「大学コンソーシアムやまなし」の理事会の中で加盟大学で実施するFD・SDについては大学間で情報を共有し参加できるようになり、すでに実行されている。 ・新しい授業評価による学生アンケートをすべての開設科目について実施し、学士力を基礎とした学修成果の見える化・可視化を試みた。全学FD・SD委員会が中心となり、その結果をとりまとめ、学内をはじめホームページを通じて学外にも公表する予定である(平成30年度)。
(3) 学生の支援に関する目標を達成するための措置			
ア 学習支援			
15	<p>すべての学生(外国人留学生や社会人学生、障害のある学生を含む。以下同じ。)が学習しやすい環境をつくるため、引き続き学生相談窓口を設けるなど、学習相談体制をさらに進展させるとともに、両キャンパスにおいて学生の自主的な学びと相談の場(ラーニングcommons)等を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学生相談窓口、クラス担任制、チューター制度等を通じてきめ細やかな相談・学習支援を行う。 ・年1回、学生自治会と事務局及び学部長等を交えた「語る会」を企画し、学生の声に対応した環境整備を行う。 ・飯田図書館においては、館内レイアウトを作成し、必要備品を選定するなどして、ラーニングcommonsの整備実現に向けた取り組みを開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生相談窓口を飯田・池田両キャンパスに設置し、修学や日常生活ための相談や助言を行っている。 ・国際政策学部では、1年次から4年次まですべての教員がゼミを担当している。また、ゼミを必修としているため、学生の一次相談窓口としている。担任は各学科で、それぞれの学年に対して2名の教員が担当している。チューターは留学生に対して1名のチューターが担当している。 ・人間福祉学部ではクラス担任制を採用して学生生活全般への助言や個別指導を行っている。 ・看護学部ではチューター制度による学生支援を長年継続している。今年度も、第1回チューターリーダー会議を5月12日に実施し、学生の学習支援・生活支援やキャリアガイダンスの計画等について共通認識を図った。これを踏まえ、各チューターの年間計画に基づき、チューターミーティング等により情報を共有し、きめ細やかな学生支援を行っている。

No.	中期計画	H29 年度計画	計画の進捗状況
15 つづき		<ul style="list-style-type: none"> 看護図書館においては、図書館の施設外も視野に入れて設置場所を検討し、ラーニング commons の概要をまとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> 交換留学生に対しては、日本語能力の測定、外部講師による日本語教育講座の開催、日本語教員養成課程の学生による授業支援(TA)を行っている。現在、5名の留学生に対して3名のTAがレポート作成、試験勉強の補助を行っている。 池田事務室では、学生自治会等との意見交換会を10月25日に実施して施設整備やその他学生生活に係わる事項について広く要望を聴取し、それを受けて階段や外灯の修繕を行った。 飯田キャンパスでも、学生自治会幹部5名と理事長、事務局長、理事、事務局と語る会(12月6日)を実施した。教育環境整備へ要望事項8項目について、その可能性について検討している。(No.16) 飯田図書館では、9月、1階閲覧室奥にアクティブラーニングに対応した什器(可動式机・椅子)を設置するとともにレイアウトを変更してグループ学習、プレゼンテーション等に対応可能なラーニング commons とした。あわせて、男性用、女性用、障害者用トイレの改修(洋式便器への変更、温水洗浄便座の設置)を行い、利用環境の改善を図った。 看護図書館では、看護学部2号館(図書館棟)2階のホワイエ及び図書館屋外テラススペースに可動式什器を設置してラーニング commons 機能を持たせるとの看護学部図書委員会の提案に基づき、その実現に向けた平成30年度の予算要求を行った。
16	学生との対話「学長と語る」を年間複数回実施する。	学生との対話「学長と語る」を年間複数回実施する。	昨年度に引き続き、池田キャンパスにおいて教員(教授メンバー及び若手メンバー)とは別に、学生と学長との語る会を4回(5月31日、6月28日、11月1日、12月27日)開催した。また、飯田キャンパスでは、学生自治会メンバー6名を対象とした同様の会を実施し(12月6日)、8項目の要望事項を聴取することができ、関係部署で要望事項について、実現可能かどうかを検討し、一部対応を行った。

No.	中期計画	H29 年度計画	計画の進捗状況
	イ 生活支援		
17	<p>すべての学生が安全にかつ安心してキャンパス生活を過ごすために、中期計画期間中に学生支援体制に係る情報や組織の一元化を目指すとともに、相談に適した環境整備を行い、学生に関する支援制度を充実する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生健康管理システムのデータ蓄積と運用により、健康診断や健康相談、健康教育等を通して健康づくりを支援する。 ・ こころの健康調査を実施するとともに、支援のための調査研究を行う。 ・ 学生メンタルヘルス相談等を実施し、学生支援及び居場所支援等の支援環境の充実を図る。 ・ 学生支援のための連携協議会において、学生対応の具体的事例や業務を通じた情報交換を行い、学生支援に関わる職員の資質向上を図る。 ・ H28年度計画での検討を踏まえ、相談者のプライバシーを確保するため、希望者には事前予約にて個室対応(教室等を別途予約し確保)を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生健康管理システムにデータを蓄積し、個々の健診結果や保健センター利用履歴等を活用して健康づくりを支援している。 ・ 全学生を対象に健康調査を実施(4月)、1年生および看護学部2～4年生を対象にこころの健康調査を実施(4～5月)した。結果、希死念慮があり、対応を必要とした学生は計82名だった。そのうち57名と面談を行い、25名とメール等で連絡をとり、状況を確認した。 ・ 例年通り、学生メンタルヘルス相談および居場所支援としての「気ままタイム」を継続している。 ・ 学生支援のための連携協議会(学務・教務・キャリアサポート・保健センター)において、各部署が保有する情報を共有し、連携しながら学生支援を行っている。また、伝達研修を行い、連携の強化やスキルアップを図っている。(4回開催) ・ 相談者のプライバシーを確保するため、希望者には事前予約にて個室対応(教室等を別途予約し確保)を実施した。
18	<p>経済的困窮者に対する授業料減免措置(定員ベースで算定した授業料収入額に対する減免比率)を2%から4.4%以上に拡充して、意欲ある学生を経済的に支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業料減免制度について、引き続き周知する機会(進学説明会等)を増やすとともに、新入生及び授業料を滞納した者に対し、制度の周知を徹底する。 ・ 平成28年度に実施した公立大学協会加盟大学に対する実態調査の結果を踏まえ、授業料減免制度の成績基準について見直しを行う。 ・ 繰越積立金を活用し、授業料減免率を4.4%から5%に拡充する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年度に引き続き、オープンキャンパス及び大学説明会において授業料の減免制度の概要を記載したチラシを配布し、授業料減免制度を周知した。また、年度当初のオリエンテーションで減免制度の説明を行い、新入生・保護者及び過去に授業料滞納の経歴のある在学生に対し申請を促した。 ・ 授業料減免制度の成績基準について見直しを行い、従来は「A・S」などの成績評価による量的な判断のみであったところ、「GPA制度」が導入されたことにより、学修成果の質的な把握が可能となったことから、「GPA」を使用した成績基準に変更することとした(平成30年度から適用予定)。 ・ 本年度の経済的困窮者に対する授業料(入学料を含む)減免措置については、計画どおり減免比率5.0%を実現した。これにより平成29年度の減免者数は、前年度比で34名増加した。(前期・後期減免者数 H28:183名、H29:217名)

No.	中期計画	H29 年度計画	計画の進捗状況
ウ 就職支援			
19	<p>個々の能力・適性に応じた就職が可能となるよう、すべての学生に対して、キャリアガイダンス、セミナー等の企画実施をはじめ、企業・施設等でのインターンシップなどの就職支援活動を積極的に行い、就職率(就職者数/就職希望者数)百パーセントを目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1年次からのインターンシップ、研究会、講座参加等をガイダンスを通じて促す。 ・講座、ガイダンスへの参加率を向上させるために、実施状況を各学科に報告し学科に協力を要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・4月のインターンシップガイダンスに1年生から3年生、52名が参加した。インターンシップには、キャリアサポートセンターが把握している分では29名が参加した(2年生が9名、3年生が19名、4年生が1名) ・長期プロジェクト型インターンシップ「フューチャーサーチ」(山梨大学単位互換科目)に、本学1年生～4年生の33名が参加した(1年生22名、2年生5名、3年生5名、4年生1名)。 ・10月からの就活に関するガイダンスについては、全学年の学生を対象に実施している。なお、3年生に限定して、公務員模試や面接特別講座等も実施している。 ・初年次からのキャリア教育の充実と体系化に向けて、キャリアサポートセンター運営委員会を通じて、キャリア科目間の連携強化やキャリアポートフォリオの導入、さらにはプロジェクト型インターンシップ科目「フューチャーサーチ」の開講準備を進めている。 ・講座、ガイダンスへの参加率を向上させるため、実施状況をキャリアサポート運営委員会を通じて担当教員から報告を受け、教授会で学科に協力を要請している。
2 研究に関する目標を達成するための措置			
(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置			
20	<p>「大学が地域を変える、社会を変える」の方針のもと、地域の課題や社会の要請に対応した特色ある組織的な研究を推進し、その成果を公表する。</p> <p>また、学外委員を含めた研究評価委員会を設置し、組織的な研究成果を評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度に選定した3つの課題の成果を発表し、学外委員を含めた研究評価部会で評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度に募集・採択された新学長プロジェクト研究3件は、29年度までの2か年の継続事業として計画された。採択事業については、学外外部委員を含めた研究評価部会を開催し(6月30日)、それぞれのプロジェクト研究の進捗状況及びその成果を審議し、継続課題とすることを正式に決定した。そして、7月26日の第3回全学FD・SD研修会に続いて、採択3件の中間成果報告発表会を開催し、広く教職員に紹介した。

No.	中期計画	H29 年度計画	計画の進捗状況
(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置			
ア 研究実施体制等の整備			
21	<p>強力かつ効率的な地域研究拠点を形成するために、COC事業の終了時には既存の地域研究交流センターと地域戦略総合センターを統合するとともに、学外委員も含めて地域研究課題や学術的に重要性の高い研究を重点的に選定し、実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・COC事業の終了(平成29年度)に向けて、既存の地域研究交流センターと地域戦略総合センターの統合を進める。 ・地域研究交流センターの研究事業については、学外委員も含めた研究課題の評価と選定を行い、引き続き積極的に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・COC事業が終了する平成30年3月末を目途に、地域戦略総合センターを中心に担ってきたCOC事業を地域研究交流センターの地域研究部門および交流・発信部門に組み入れ、両センターを統合する方向で調整している。 ・地域研究交流センターの研究事業については、4月25日に平成28年度に実施した7件のセンター地域研究に対する評価委員会を開催した。なお、評価委員会は学長、理事(教育・研究担当)、地域研究交流センター長、同センター地域研究部門長、および学外委員(1～2名)で構成する。 ・また、平成28年度に引き続き、地域研究交流センター事業として、共同研究・プロジェクト研究の学内公募を実施した。その結果、選考委員会(5月31日)による選考を経て、7件の研究を開始した。以下選定された研究事業。 <ul style="list-style-type: none"> ①国際文芸交流を通して地域文化の基盤を創造する研究プロジェクト(共同研究) ②日本語を母語としない子どもたちの未来プロジェクト2017ーみんなで考える高校進学ガイダンスー(共同研究) ③医療療養病床の看護師が入院患者の日常生活援助を実施するうえでの困難～医療療養病床(20対1)に勤務する看護師へのインタビュー調査から～(共同研究) ④峡東地域創生にむけた地域コミュニティの創造にかかる基礎研究(共同研究) ⑤山梨県における外国籍住民の保健医療福祉をめぐる：医療通訳の方向性の模索(共同研究) ⑥高校生を対象とした自殺予防教育に家族や地域住民の参加を試みた取り組みの成果(共同研究) ⑦山梨県内の在留外国若年初妊産婦のニーズに対する近隣住民及び団体のインフォーマルなサポート(共同研究)
22	<p>研究倫理保持の管理・責任体制を明確化し、効果的な運用を図るとともに、利益相反等に関する基本的な方針についても企画・立案し、実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究倫理教育責任者のリーダーシップのもと効果的な研究倫理に関する研修を実施する。 ・「利益相反マネジメントポリシー」及び「利益相反マネジメント規程」の適正な運用を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本学術振興会が作成したeラーニング教材を使い、研究倫理の学習を行った。(受講者133名) ・平成28年7月1日に策定、施行した「山梨県立大学利益相反マネジメントポリシー」及び「山梨県立大学利益相反マネジメント規程」に従い適正な運用を行っている。 ・9月27日の全学FD・SD研修会で、科研費の説明に併せ、研究倫理についても周知を図った。89名の参加があった。 ・9月5日、看護学部・看護学研究科研究倫理審査委員会、全学FD・SD委員会共催による「個人情報保護法改定に伴う人を対象とする医学系研究に関する倫理指針改正と今後の研究実施における留意点」をテーマとして、倫理指針に関する研修会を開催し、参加者は45名であった。実施後のアンケート結果により、3月23日に第2回研究倫理に関する研修会を開催する予定である。

No.	中期計画	H29 年度計画	計画の進捗状況
23	<p>本学の特色が活かせる大規模研究に対し、学部を超えた研究体制が敷けるよう、全学的な支援体制を継続する。</p>	<p>・地域研究交流センターの研究事業について、学部を超えた研究体制が敷けるよう、全学的な支援体制を継続する。</p>	<p>・地域研究交流センター事業である共同研究・プロジェクト研究の学内公募条件には、以下の三箇条を掲げ、学部を超えた研究体制が敷けるよう、全学的な支援体制を、平成28年度に引き続き実施している。具体的な研究事業はNo.21を参照。</p> <p>①広く3学部・研究科の教員の参加を募り、各所属の特色を出しつつも、所属を超えた教員間相互の協働による相乗効果を創出し、地域に還元する。</p> <p>②県民、団体、NPO、企業、自治体等との連携により研究を行い、地域に開かれ地域と向き合う大学としての本学の対外ネットワーク形成のベースとする。</p> <p>③地域が抱える課題とその解決、地域資源の発掘や活用、地域文化の創造につながる研究を実施する。</p>
24	<p>科学研究費等の学外の競争的研究資金の申請・獲得を促進するために情報収集、提供、申請手続の支援等を行う体制を継続する。</p>	<p>・継続して、科学研究費の申請等に関する研修会を多くの教員が参加できる時期に実施する。</p> <p>・継続して、その他の外部資金の公募についても速やかにメール等で案内するとともにポスターによる掲示を行う。</p>	<p>・9月27日に、科研費申請を促進するための研修会を、飯田キャンパス講堂で開催し、89名の教育職員の参加があった。</p> <p>・また、外部資金の公募について、案内があり次第速やかに学内一斉メールを利用し、18件の案内と周知を行った。</p>
イ 研究活動の評価及び改善			
25	<p>教員の研究業績評価を定期的に実施し、その結果を公表する。</p>	<p>・教員業績評価において研究業績評価を行い、その結果を公表する。</p>	<p>・各学部では、平成27年度実績に基づく教員の業績評価を、教育・研究・社会貢献・学内運営の4分野について実施（一次評価）し、学長に提出した。その結果を、優秀な教員の表彰という形で公表を行った。本年度も引き続き実施する。</p>
26	<p>外部資金の獲得実績のほか、とくに質の高い研究成果や研究業績を上げた教員に研究費の増額や学長表彰等のインセンティブを付与する。</p>	<p>・継続して、外部資金の獲得実績のほか、とくに質の高い研究成果や研究業績を上げた教員に学長表彰を行う。</p>	<p>・平成28年度分について、平成29年4月3日の学長所信表明にあわせて学長表彰を行うこととし、対象者7名を決定した。平成30年度年度当初の表彰（平成30年4月2日予定）に向け、現在候補者を選定中である。</p>
3 大学の国際化に関する目標を達成するための措置			
27	<p>国際政策学部内組織である国際教育研究センターについて、その実績を踏まえながら平成30年度を目途に全学組織化し、留学や海外研修に関する支援措置を拡充し、学生及び教職員の外国大学との交流を推進する。</p>	<p>・学部や国際交流委員会と連携しながら、国際教育研究センターの全学組織化へ向けての具体的な準備をする。</p> <p>・学部や検討中の大学院との国際研究交流を推進するための新たな提携、連携を企画し実施する。</p>	<p>・平成29年度から国際教育研究センターは通期で教員3名体制で運営されており、当初の目的通り、海外大学との提携交渉、留学生支援、語学教育等の役割を果たしてきている。法人組織としての全学化を平成31年度には実現できるように計画している。</p> <p>・既存提携先並びに新規提携先大学との研究者交流と大学院生の留学・研修の可能性を構想中の大学院及び看護研究科と検討中である。また、学部学生の短期交流プログラムを新たに計画している。</p> <p>・インドネシア大学との連携協定による県内企業との国際インターシップの第二期が実施された。今後、他大学、他企業への同様のプログラムの展開を検討中である。</p>

No.	中期計画	H29 年度計画	計画の進捗状況
28	中期計画期間中に交換留学協定校を8校以上に拡大させることなどにより、交換留学による海外留学と外国人留学生の受け入れ人数を倍増(12人)させる。	・既存協定校との連携強化と新規提携先の開拓を行い、留学生の派遣増と質の高い留学生確保の具体策を計画的に実施する。	・現在、8大学と交換留学を結び、11人の交換留学生を受け入れている。今年度中に新規提携先として3校(テキサスA&M大学キンズビル校、ベトナム国家大学人文社会科学大学、台湾国立聯合大学)と提携できるように交渉中であり、順調に計画を実施できている。
29	クォーター制や秋入学制の導入などグローバルスタンダードに即した教育システムの改革について積極的に検討するとともに、外国人教員の比率(外国人教員数/専任教員数)を中期計画期間中に倍増(6.6%)させる。	・クォーター制などグローバル化に対応した学事暦の改革案について検討する。また、第二期中期目標・中期計画における外国人教員の倍増計画を実行する。	・グローバル化に対応した学事暦検討ワーキング(担当:澁谷彰久理事)を設置し、平成30年度一部見直し実現の可能性及び平成31年度以降の具体的日程案について学部及び事務レベルで検討を行った(8月4日)。その結果、平成30年度は授業開始日の前倒しはせずに、終了日を少しでも早めることが可能かどうか全学の教育委員会等に改善案の提示を委ねること、平成31年度以降についても平成30年度の実施状況や改善案を踏まえて改革を行うこととなった。また、外国人教員の倍増計画については、第一期中期目標・中期計画における平均3.6人(3.3%)の倍増近い数字であるが、今後は現在の6人を1~2名増員し、第二期中期目標・中期計画では平均7.2人(6.6%)を達成させる計画を大学の人事方針の中に盛り込むこととした。
第3 地域貢献等に関する目標を達成するための措置			
30	地域研究交流センターの運営体制を充実強化するとともに、多様な地域課題に対応した学内外に対する組織的・協働的な教育プログラムや研究を計画的に実施する。	・地域研究交流センター及び地域戦略総合センターの統合など体制を見直し、多様な地域課題に対応した学内外に対する教育プログラムや研究を計画的に実施する。 ・人間福祉学部内に、福祉・教育実践センターを設置して、多様な地域課題に対応する。	<p>・地域研究交流センターと地域戦略総合センターの統合については、No.21を参照。</p> <p>・多様な地域課題に対応した学内外に対する教育プログラムや研究として、以下の事業を実施済み、あるいは実施中である。</p> <p>1) 地域研究交流センターでは、平成28年度に引き続き、本29年度も「観光講座」「秋季総合講座」「県民コミュニティカレッジ」を実施した。また、幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭の「教員免許更新講習」、幼児教育・保育分野の生涯学習・リカレント講座として、「保育リカレント講座」を実施した。</p> <p>2) 大学コンソーシアムやまなしが主催する地域ベース講座を通じて、積極的に交流協力を実施している。</p> <p>3) 本年度より高大連携協定を甲府城西高校・身延高校と締結し、高校生の自発的な課題設定による双方向的な授業(城西3回・身延3回実施済)を展開し始めた。</p> <p>4) 平成28年度から始まったCOC+事業については、山梨大学を責任者としてオール山梨11大学の参加をもって実施している。本学は4つのコース(観光・ものづくり・子育て支援・CCRC)すべてに参加し、かつ地域教養と子育て支援の幹事大学を担っている。</p> <p>5) 本年度で終了する本学のCOC事業については、各学部ごとに成果を集約する形で研究プロジェクトの総括を進めている(No.33参照)。なお、前半3ヶ年分の中間評価はA評価であった。</p> <p>・福祉・教育実践センターの事業はNo.32を参照。</p> <p>なお、国際政策学部熊谷ゼミの学生が中心となって開設したまちづくり機関である「四菱まちづくり総合研究室」が、1月31日に山梨県の「おもてなしのやまなし知事表彰」の県民表彰(団体の部)を受けた。</p>

No.	中期計画	H29 年度計画	計画の進捗状況
31	<p>看護実践開発研究センターにおいて、認定看護師の需要を見極めながら、その育成・支援に積極的に取り組むとともに、県内の保健医療福祉の実践現場に携わる看護職が学び続ける場を提供する。</p>	<p>・認定看護師の育成・支援を継続実施する。 ・看護職が学び続ける場を提供するために、看護実践開発研究センター機能を活かした独自のプログラムならびに県をはじめとする学外からの委託事業を企画実施する。</p>	<p><認定看護師の育成・支援> ・平成29年度緩和ケア認定看護師教育課程(定員20名)入学者11名中、県内者は3名(昨年度7名)で減少した。認知症看護師教育課程(定員30名)についても入学者30名中、県内は5名(昨年度13名)で県内入学者も減少している。平成30年度入学生について12月6日に入学試験を行い、緩和ケア認定看護師教育課程(定員20名)入学予定者15名中、県内者は4名で、認知症看護師教育課程(定員30名)入学予定者30名中、県内は6名が入学予定。 <独自プログラム> 1.認定看護師フォローアップ研修会 ・緩和ケア分野は、平成28年度同様、第1回を本学部同窓会「白樹会」の総会記念講演と共催とし5月27日に実施し100名が参加、第2回の9月15日の開催では、48名の参加者があった。引き続き2月9日に開催する予定である。認知症看護分野は、フォローアップ研修を本来の目的・内容に連動させ、第1回を5月19日に実施、参加者は17名、第2回を10月21日に開催し、参加者22名であった。引き続き第3回を2月14日に開催予定である。 2.認知症看護研修会 ・第1回8月31日に実施し95名が参加、第2回9月7日実施、7名の参加、第3回12月16日に実施した。引き続き2月8日に実施予定である。 3.看護師のための研究活用講座 ・昨年までの「統計学講座」をさらに看護実践に必要な研究の基礎的内容を含め開講、9月13日より18名を対象に実践講座を実施している。 4.研究支援事業 ・4テーマ(昨年度2テーマ)があり、現在研究指導を実施中である。 5.専門看護師資格取得のための支援 ・急性期重症患者看護分野4名、がん看護分野1名、慢性疾患看護分野1名の臨床看護師6名(昨年度9名)を対象に、コンサルテーションを行った。 6.松野・望月看護研究費助成事業 ・2年目を迎えている。センター修了生で県内で活動する認定看護師の専門的知識や技術の習得に関する研究に助成を行う、1件(昨年度4件)の採択あり、現在研究を続行中である。</p> <p><山梨県委託事業> ○多施設合同研修 ・5月29日より開講。51名(昨年度41名)が参加、現在続行中。実地指導者研修は、9月8日より26名(昨年度34名)が参加、現在続行中。今年度は新たに教育担当者研修を開講した。9月27日より20名が参加、現在続行中、研修期間は、2月まで6回の研修を行予定である。</p>

No.	中期計画	H29 年度計画	計画の進捗状況
31 つづき			<p><その他> ○「リレーフォーライフin甲府」への共催 ・昨年から引き続き、9月2日に池田キャンパスにて開催。地域でがん征圧・がん患者支援のための催しである。参加者は500名(昨年度500名)。センター修了生をはじめ実行委員として専任教員が担当し、さらに当事者や関係団体の参加・協力があつた。地域に大学をアピールする機会となった。</p>
1 社会人教育の充実に関する目標を達成するための措置			
32	<p>観光産業をはじめ、県民の社会人学び直し事業を制度化し、学内外の人材を活用した社会人教育の充実を図る。また、子育て支援者の養成講座の開催等、資格取得にもつながるリカレント教育を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・観光産業をはじめとした県民の社会人学び直し事業を検討する。 ・多彩な養成講座等、資格取得にもつながるリカレント教育を継続して行う。 ・社会人の多様な要請に応えるため、学外に学びの拠点(サテライト・オフィス)を設置できるよう検討を始める。 ・山梨経済同友会との協定に基づく教育講座を開設し、併せて県民の社会人学び直し事業を開始する。また、子育て支援者の養成講座の開催等、リカレント教育を継続して行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の「観光講座」に加えて、平成28年10月6日に締結した本学と山梨経済同友会との連携協力協定に基づき、新しい県民の社会人学び直し事業を制度化した。具体的には、平成29年10月に4日間(8講座)、県の生涯学習推進センターを会場とし、山梨県立大学・山梨経済同友会及び山梨県生涯学習推進センター共催による夜間の連携講座「山梨学講座」を実施し、受講生は309人であった。また、同協定の成果として、経済同友会講師による学内における授業科目「インターンシップ」(山梨創生学講座)を実施し、キャリア形成支援の充実を図った。 ・本年度から人間福祉学部の福祉・教育実践センターに業務を移管し、子育て支援研究員の養成講座も8回にわたって継続実施した(8月23日～9月25日)。 ・上記の諸事業との関連を含めて、役員会において新たに学外のサテライト・オフィスの設置に関する情報収集やプログラムの検討を開始し、契約締結に設置に向けた事前準備を行うことを承認した(1月9日)。 ・多様な社会人ニーズに応えるため、県民からの要望が多い短期(通算4回程度)・夜間(18:00-21:00)・学外(防災新館の生涯学習センター等)という方針を加えて事業を見直した。これに伴い、学内で実施している「観光講座」「秋季講座」等の位置付けを再検討中。

No.	中期計画	H29 年度計画	計画の進捗状況
2	地域との連携に関する目標を達成するための措置		
33	<p>県や自治体、企業、各種団体などと連携し、地域のシンクタンクとしての役割を果たすために、地域課題をはじめ、国内外の産業や文化事業等に資する研究や情報提供を積極的に行う。</p>	<p>・地域研究交流センターと、大学COC及びCOC+事業を通じて、県、市町村、NPO法人、企業、職能団体、教育機関等、様々な主体との定期的な情報交換、積極的な交流を進めながら、地域のシンクタンクとしての役割を継続して担う。</p>	<p>・地域研究交流センターや大学COC事業のフューチャーセンター等を通じて、行政や民間企業との交流を行った。大学COC事業関連では、以下の情報交換会を開催した。これらを通じて、道志村とは人口減少や高齢化に伴う課題(買い物環境の劣化・移住者のための住宅確保など)を、甲府市とは空き家を活用した新たなコミュニティの在り方を協議し、大学内での研究課題として具体化している。また、雇用創出と若者定着に関する事業としてクラウド・ファンディングであるFAABOやまなし事業を実施した。</p> <p>①山梨県:知事との対話(実施済3回)、担当者との対話(実施済10回) ②甲府市:市長との対話(実施済4回)、担当者との対話(実施済4回) ③甲州市:市長との対話(実施済1回)、担当者との対話(実施済11回) ④富士川町:担当者との対話(実施済8回) ⑤道志村:村長との対話(実施済1回)、担当者との対話1回(実施済) ⑥みらいサロン/FAABOやまなし(実施済8回/予定10回) ⑦みらいサロン/Miraiプロジェクト(実施済4回) ⑧南アルプス市:担当者との対話(実施済1回) ⑨笛吹市:担当者との対話(実施済5回) ⑩市川三郷町:担当者との対話(実施済4回) ⑪甲府財務局:担当者との対話(実施済3回)</p> <p>・また、COC最終年度であることを踏まえ、各学部の総括を視点に入れた地域志向教育研究プロジェクト14件を選定し実施中。</p> <p>[国際政策学部の総括] ①国際政策学部地域志向研究プロジェクトの総括 ②学生出前授業プロジェクト ③地場産業活性化プロジェクト ④「甲府中心市街地」に関する情報の整理と発信 ⑤山梨の魅力発信プロジェクト</p> <p>[人間福祉学部福祉コミュニティ学科の総括:生活困窮者等のための地域の支え合い推進に係る社会資源開発に関するプロジェクト] ①生活に困窮しても誰もが安心して住み続けられるまちづくりのために ②地域ケア会議における住民の主体形成に向けたアプローチに関するプロジェクト ③農福連携を推進する農作業工程分析と障害のある人の適応への支援</p> <p>[人間福祉学部人間形成学科の総括:体験型アクティブ・ラーニングにおけるICT活用の実践的検証] ①体験型アクティブ・ラーニングにおけるICT活用の実践的検証</p>

No.	中期計画	H29 年度計画	計画の進捗状況
33 つづき			<p>[看護学部総括:地域の人々の健康課題に基づいたPDCAサイクルによる健康な地域づくりの構築に向けた看護学部の取り組み]</p> <p>①地域の人々の健康課題に基づいたPDCAサイクル構築と活動、活動定着に向けたマニュアル作成</p> <p>⑤がん予防とがんサバイバーのための癒しカフェプロジェクト</p> <p>①地域の保健・医療における多文化共生の推進</p> <p>・看護学部では、COC事業総括の年度として、これまでのプロジェクト(新規プロジェクト2含む)をふまえ「地域の人々の健康課題に基づいたPDCAサイクルによる健康な地域づくりの構築に向けた看護学部の取り組み」をテーマに、県下の市町村、病院等と連携し事業を推進し、3月にはシンポジウムやそのマニュアルづくり等によって成果を報告する予定である。</p> <p>・COC+について、本学は地域教養、ツーリズム、子育て支援、CCRCの4つのコースすべてに関わっている。</p> <p>・また、今年度は、県立中央病院との『包括連携協定』2期(4年目)を迎えている。これまでと同様に定期的に連絡会議を開催し情報交換を行っている。これまでの実績を基に、山梨県立病院機構看護研究学術集会開催要項を検討し、平成30年2月3日に学術集会を開催する予定である。</p>
34	産学官民の連携強化により、県内在住外国人のための日本語学習支援など地域における国際交流や多文化共生社会づくりを積極的に推進する。	・地域研究交流センターと、大学COC及びCOC+事業を通じて、産学官民の連携強化により、引き続き地域における国際交流や多文化共生社会づくりを積極的に推進する。	・平成28年度に引き続き、甲府市からの受託事業として、日本語・日本文化講座を実施している。県内在住外国人のための生活に関わる日本語学習支援を目指している。通年15回(前期7回実施済み/後期8回実施中)。
3 教育現場との連携に関する目標を達成するための措置			
35	学校教員や教育関係者との連絡協議会を開催し、学生の教育ボランティア派遣を含め教育支援を行う。また、出前授業や一日大学体験などを実施し、高大連携を推進する。	・高校生による大学訪問の受入、高校への出前授業、1日大学体験及び大学授業公開の開催等を継続し、高大連携を推進する。	<p>・人間福祉学部では教育ボランティアも単位化し、積極的に学生の教育ボランティア派遣を実施している。</p> <p>・高大連携事業については、連携協定を締結している城西高校及び身延高校を対象として、積極的に展開している。</p> <p>1) 甲府城西高校とは、看護学部及び人間福祉学部が講義や演習形式で内容を工夫した出前授業を実施しており、平成29年度も計画どおり順調に進んでいる。国際政策学部では、フィールドワーク調査を含む双方向的な授業を開始した。今年度は甲府市内にある蕎麦店の英語メニュー作成を通して、高校生が自発的に地域の課題に取り組んでいる。</p> <p>2) 身延高校とは、国際政策学部を中心に3年前から「双方向型の高大連携による地域資源を活かした授業モデルの構築」を、地域研究交流センター研究プロジェクトとして取り組んできた。それを踏まえて、本年度は「QRコードを活用した身延地域の観光まちづくり」というテーマで、高校生が自ら加わる双方向的な授業を始めた。なお、上記3年間の取り組みについては、内閣府主催の「地方創生コンテスト」全国大会に出場し、チームラボ賞を授与され、1月31日には山梨県の「おもてなしのやまなし知事表彰」の県民表彰(団体の部)を受けた。</p>

No.	中期計画	H29 年度計画	計画の進捗状況
4 地域への優秀な人材の供給に関する目標を達成するための措置			
36	<p>県内外の12大学とともに、COC+事業の推進に取組み、県をはじめとする19の参加自治体及び15の参加団体・法人などとの強固な連携のもと、県内、県外出身を問わず、学生が様々な魅力ある県内企業・施設・医療機関・団体とそれらに携わる人々との出会い、ふれあいの場を数多く設けるなど、山梨のよさを知る機会を充実させるとともに、県内就職に関する情報提供や就職支援を行う。その結果として、中期計画期間中に国際政策学部においては県内就職率四十五パーセント以上を達成し、人間福祉学部においては、県内就職率五十パーセント以上を達成する。また、看護学部においては、中期計画期間中に県内就職率五十五パーセント以上を達成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自治体、保健・医療・福祉関連機関及び職能団体等との連携を強化するとともに、主要実習フィールドとの共同研究、人材交流等を継続・推進する。 県内就職に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、県及び関係機関の協力を得て、セミナー等を開催して県内就職への意欲を向上させる。 	<ul style="list-style-type: none"> COC+の取組の一環として、インターンシップ・フューチャーサーチ運営委員会に委員として参加するとともに、地域戦略総合センターにおいて、No19に記載した「フューチャーサーチ」の実施の支援を行っている。 地方創生インターンシップポータルサイトへの情報登録を行った。県内企業の求人情報、会社説明会等については、学内掲示のほか学生メール配信し情報を提供している。インターンシップでは5月にマッチング相談会を行い、県内事業所の斡旋に努め県内の16事業所(全20事業所中)へ参加した。また、山梨県中小企業団体中央会と連携し、留学生在が県内企業2社のインターンシップに参加した。 看護学部では、本年度も昨年度同様のキャリアステップガイダンスを行っている。また、中央病院との連絡会でも学生の中央病院への就職率を引き上げるための話題提供を行っている。 さらに今年度も、定例教授会で4年生の就職内定届出状況(県内・県外、入試の種別等)を毎月報告するとともに、チューター毎の内定届出状況についても各チューターに定期的に情報提供し、県内就職率アップに向けての支援を依頼・学部全体で取り組んでいる。
第4 管理運営等に関する目標を達成するための措置			
1 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置			
(1) 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置			
37	<p>理事長のリーダーシップの発揮と責任あるガバナンス体制の確立のため、理事長選考方法の見直しを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 理事長選考会議において選考手続の見直しを図るとともに、理事長選考基準を策定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年6月30日、9月21日及び平成30年1月17日に理事長選考会議を開催し、理事長選考基準案を及び理事長選考手続の見直し案を策定した。平成30年3月2日の次回会議において見直し案を決定する予定である。
38	<p>理事長のリーダーシップの下で、ガバナンス機能を強化するために、両キャンパスの有機的連携を図りながら大学の戦略的運営のための補佐体制を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学長補佐体制の充実を図るため引き続き副学長を設置する。 全学的な課題と戦略的事項を担当する特任教員を拡充する。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たに池田キャンパスの総括責任者としての副学長職及び副学長室を設置し、教育担当理事にその任を命じた。 ・次年度の認証評価の受審に向けた自己評価担当として、また山梨経済同友会との連携教育講座担当として、それぞれ1名ずつの全学レベルにおける特任教授を任命し、運営補佐体制の強化・充実を図った。

No.	中期計画	H29 年度計画	計画の進捗状況
(2) 人事・教職員等配置の適正化に関する目標を達成するための措置			
39	全学的な人事方針を策定し、外国人や若手の積極的な採用を含めた透明かつ公正な人事を実施する。	・ 部局長との協議を踏まえた平成29年度の重点計画を策定し、透明かつ公正な人事を実行する。	・ 学部長、研究科長との協議を踏まえて「平成29年度公立大学法人山梨県立大学人事方針及び人事方針に係る重点項目」を策定するとともに、新たに人事上の留意事項を掲げ、昇任人事の推進、単独選考の可能性、専門外教員の選考過程への参画可能性の3点を追加し、全学に示した。本年度行われた教員採用人事(合計29件)において、昇任人事は例年になく多く、12件にのぼった(看護学部5件、人間福祉学部6件、国際政策学部1件)。
40	組織の活性化を図るために、専門性の高い教職員の確保・育成に努め、適正な人員配置を行う。	・ 引き続き、専門性の高い教員の確保に努めるとともに、大学運営全般に精通した事務局職員の育成のため適切な人事配置を行う。	・ 教員に関しては各学部での審査を経て高度な専門性を有する教員を採用し、学部の諸活動の活性化を図っている。他方、職員については大学運営全般に精通した人材の育成のため、プロパー職員のジョブローテーションを行った。
41	教員の業績評価の結果を踏まえ、教育、研究、社会貢献、学内運営の各領域における優秀な教員に特別昇給や理事長表彰等のインセンティブを付与する。また、職員についても、人事評価を実施し、その結果を給与等に反映する。	・ 教員の業績評価を適切に実施し、優秀な教員に対する表彰制度を導入・実施する。 ・ プロパー職員の人事評価について改善の余地がないか検討を行う。	・ 平成28年度に実施した教員業績評価の結果に基づき、4月3日の全教職員の集会時に国際政策学部・人間福祉学部各2名、看護学部3名の計7名の教員表彰を行った。 ・ 昨年度からの本格実施を引き続き、全教員(新任除く)を対象とした教員業績評価を実施し、各教員に結果を通知した(12月)。その結果に基づく昇給等への反映を行うとともに、優秀教員に対する理事長表彰を行う(新年度4月2日予定)。 ・ プロパー職員については、県派遣職員に準じた方法で人事評価を実施し、給与等に反映した。また、評価者及び被評価者の負担軽減に有効と考えられるシステム導入を検討するために、職員の人事評価システムを扱う事業者から9月にヒアリングを行った。
(3) 事務等の効率化・合理化・高度化に関する目標を達成するための措置			
42	採用計画に基づき、中期計画期間中に職員のプロパー化を進める。	・ 引き続き、事務局職員のプロパー職員化を進める。	・ 平成29年4月1日付けで事務職のプロパー職員3名を採用した。また、平成30年4月1日付けの採用予定者事務職のプロパー職員1名を決定した。
43	効率的・合理的な事務執行のため、課長会議の場を活用して、随時事務組織及び業務分担の見直しについて検討を行う。	・ 委員会組織とその運営方法を見直し、より効率的な運営を図る。また、事務局組織のあり方について検討する。	・ 平成29年度から委員数を削減した新体制での委員会活動が実現した。キャリアサポート運営委員会を始めとして、メールによる審議・報告を活用して効率的な運営が図られている。また、平成30年度の組織体制について、役員会での議論を進めている。

No.	中期計画	H29 年度計画	計画の進捗状況
44	プロパー職員のキャリアパスを策定するとともに、学内外の研修への参加、他大学と連携したネットワーク型SDを活用した体系的で実践的な研修制度を構築し、高度化・複雑化する大学業務に対応できる専門的知識・能力を備えた職員を育成する。	・プロパー職員の実践的な課題解決能力の向上を図るための研修を実施する。	・業務改善と新規事業の企画のため、プロパー職員の自主研修事業を予算化し、3名のプロパー職員がこの予算を活用して企画に取り組み、その一環として、他大学の状況を調査した。 ・その結果、平成30年度予算編成では証明書自動発行機の導入等の新規事業が提案されたほか、平成30年2月1日からは寄附金獲得の新たな取り組みである「古本募金」が開始されることになった。
2 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置			
(1) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置			
45	科学研究費補助金への申請率を向上させ、またより大型の研究プロジェクトへの申請を奨励することにより、全体の採択件数及び獲得額の増加を図る。中期計画期間中に、申請件数95件、採択件数45件を目指す。	・引き続き、教職員ポータル等を活用した情報の共有化を図るとともに、科学研究費補助金についての研修会を実施する。	・外部資金獲得に向けた応募奨励制度資金を各学部に配分し、教育研究審議会で報告した(学振科研費分に加え、厚生労働省科研費分についても奨励金の配分を行った)。また、9月27日に科研費申請を促進するための研修会を飯田キャンパス講堂で開催し、89名の教育職員の参加があった。
(2) 学費の確保に関する目標を達成するための措置			
46	授業料等の学生納付金について、優秀な学生の確保等の多様な観点から、他大学の状況等も踏まえながら適切な金額設定を行う。	・消費税10%への引き上げについては、平成31年10月まで実施延期の見込みであるが、近県の同規模大学に調査等を行い、動向を把握し、金額について検討する。	・各大学の動向について、近県の同規模大学等に調査を実施した結果、授業料等の学生納付金については特に変動はなかった。この状況を踏まえ当大学の金額設定も据え置きとした。
(3) 経費の抑制に関する目標を達成するための措置			
47	管理的業務の一元化等によって経費の削減を実施する。	・経費の抑制の観点から、新電力を導入する。	・4月より、新電力会社からの電力購入を開始した。 ・また、井戸水の利用については、検討を行った結果、上水を利用した方が経費削減になることから、上水への変更に向けて業者見積依頼等の手続きを行っている。
(4) 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置			
48	施設・設備等の利用状況を適切に把握し、より効率的な活用を図るとともに、金融資産については、安全確実な運用を行う。	・金融資産について、有利な運用についての検討を行う。	・金利が上昇しない状況のため、預金は引き続き全額を決済性預金としている。

No.	中期計画	H29 年度計画	計画の進捗状況
3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置			
49	自己点検・評価システムの検証・見直しを実施し、法人経営と教学経営の双方の観点から自己点検・評価を実施するとともに、認証評価機関による認証評価を受け、その結果を公表し、改善を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度分の自己点検・評価については、平成30年度に認証評価を受審することを踏まえ、評価機関の設定している全ての基準を適用したものとし、その結果を適切な大学運営に活かす。 学修成果を中心とした内部質保証システムを確立するとともに、認証評価受審のための準備作業を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 自己点検・評価については、受審先である大学改革・学位授与機構による評価基準に沿った形で実施し、現在取りまとめ作業を行っている。 平成30年度の認証評価に向けて、受審先である大学改革・学位授与機構による評価基準に沿った形で自己点検・評価を実施し、報告書を作成・公表する予定である。自己評価も含めて法定会議等の本学に対する意見や指摘事項を取りまとめ、新たに設置した内部質保証システムである「大学質保証委員会」(学長委員長)において、検証を行った(11月)。 これまでの内部質保証システムの構築により、平成29年度には学修成果としての学士力の見える化・可視化を実施し、全学レベル、部局レベルにおける学士力の達成度(4段階)を測定した。平成30年度には、公表する予定である。
4 その他業務運営に関する目標を達成するための措置			
(1) 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置			
50	大学ポートレートに参加するとともに、地(知)の拠点整備事業等の成果を積極的に発信・提供する。	<ul style="list-style-type: none"> 大学ポートレートの充実を目指す。本学の事業成果や教育実践内容に関するホームページを充実させ、例えば、ポートレートへのリンクにより本学の特色を社会へ広く情報発信する。 	<ul style="list-style-type: none"> 大学ポートレートはホームページとリンクできるようになっていることから、ホームページの充実による本学の情報発信を行っている。
51	大学の広報体制を整備し、ホームページの内容の充実を図るとともに、大学の運営状況をはじめ教職員や学生の教育研究成果を国内外に積極的に発信・提供する。	<ul style="list-style-type: none"> 大学ホームページの内容更新をすすめ、広報体制の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 大学ホームページの内容を実情に合わせて更新し、広報活動として情報発信に努めている。
(2) 施設・設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置			
52	効果的・効率的な教育研究環境を維持するため、計画的に施設・設備の修繕を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 定期点検等の結果を踏まえて計画的な修繕を行うとともに、教職員・学生等の意見・要望等を反映させた施設整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 飯田キャンパスにおいては、衛生委員会での指摘事項の他、学務課や教職員からの要望を受け、できる限り早急な施設の修繕を行っている。 池田キャンパスにおいては、教務委員会等や学生との意見交換会で挙げられた要望について優先度に応じて既存の予算の範囲で整備・修繕を図っており、大学院棟の壁紙の貼り替え及び実習室の通気口の改修を年度内に実施する予定。また、空調設備の更新に向けた設計業務委託経費を平成30年度当初予算として要求したところである。

No.	中期計画	H29 年度計画	計画の進捗状況
53	大学の施設等を大学の運営に支障のない範囲で地域社会に開放する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学運営に支障のない範囲で地元自治会等に積極的に施設を開放し、地域の資源として施設の有効活用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飯田キャンパスにおいては、平成29年度も引き続き地元自治会や各種団体などに各種大学施設を開放しており、積極的な地域貢献を行っている。 ・ 池田キャンパスにおいては、地元の体育協会がバドミントンの練習のため体育館を定期的を使用しているほか、地元保育園が運動会や発表会の練習、防災訓練のため施設を利用したり、池田地区の保健計画推進協議会が健康教室を体育館で開催(11月12日)するなど、地域住民の健康づくりやレクリエーション等のために大学施設が活用されている。
(3) 安全管理等に関する目標を達成するための措置			
54	学内の安全と衛生を確保するため、ストレスチェック制度など労働安全衛生法等に基づく取組を推進する。また、学内外の安全・安心な教育環境を確保するために、各種の災害、事件、事故に対する学外も含めたリスク管理を強化・充実するとともに、個人情報保護などに関する情報セキュリティ教育を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員のストレスチェックを行うとともに職場分析も行い、その結果を職務環境改善に反映する。 ・ 防災訓練等の実施を通じて引き続き教職員・学生の危機管理に対する意識や対応力の向上を図る。 ・ 健康診断及び健康相談等を通して疾病の早期発見、健康の保持増進に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年度に引き続き、教職員の健康診断の実施、人間ドックの受診勧奨を行い、受診結果に基づき事後指導、健康相談を行っている。 ・ 9月下旬から10月上旬にかけてストレスチェックを実施した。 ・ 飯田キャンパスにおいては、4月に教職員・学生参加の避難訓練(雨天だったため室内での訓練)を実施し、学園祭前には学生を対象に消防本部の指導の下、消火訓練を行った。 ・ 池田キャンパスでは4月11日及び10月10日に全学生・教職員を対象とした防災訓練を実施し、避難行動及びGmailによる安否確認の訓練を通して危機管理意識の向上を図るとともに、9月13日には教職員による防災備品の点検や使用訓練を行い、災害時の対応力の維持に努めている。
(4) 社会的責任に関する目標を達成するための措置			
55	法令遵守、人権尊重、男女共同参画の推進、環境への配慮などへの意識の醸成を図るため、研究倫理教育やハラスメント防止のための啓発活動と相談・対応体制を充実するなど、大学の社会的責任を果たすための体制を整備し、その取組を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種研修会の場の活用や、メールやポスター掲示等の手段により、教職員の法令遵守、人権尊重、男女共同参画、環境への配慮などへの意識の醸成を図る。 ・ アンケートを実施して学内でのハラスメントの発生状況を把握するとともに、教職員等に向けた研修会を開催してハラスメントの防止に取り組む。また、学外相談窓口の利用を進めるため、学生への周知強化等を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9月1日から人権委員会の相談員に事務局職員2名を増員し、相談体制を強化した。 また、平成30年1月31日に全教職員対象の全学FD・SD研修会において、弁護士を講師とした人権委員会研修会を実施した。 ・ 11月29日には環境委員会の全学FD・SD研修会において、他大や学内学生の環境への取組、大学全体のエネルギー使用、廃棄物の処理などについての環境研修会を開催し70名の参加を得た。2月8日には、環境研修として学外の環境施設の視察を予定。

平成28年度業務実績に関する法人評価委員会の指摘事項への対応状況について

資料3

項目別	指摘事項	対応状況
I 大学の教育研究等の向上に関する目標 1 教育に関する目標 (1) 教育の成果・内容等に関する目標	・特になし。	
(2) 教育の実施体制等に関する目標	・特になし。	
(3) 学生への支援に関する目標	・特になし。	
2 研究に関する目標 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標	・特になし。	
(2) 研究実施体制等の整備に関する目標	・研究倫理に関する研修がメールによるコンプライアンス研修にとどまったことは残念である。研究倫理、コンプライアンス全般に関する全学的なFD・SD活動がより積極的に展開されることを期待する。	①7月に日本学術振興会が作成したeラーニング教材を使い、研究倫理の学習を行った。(受講者133名) ②7月26日に全学FD研修を実施(科研制度における不正防止について言及)(受講生91名) ③9月5日に看護学部研究倫理研修会を実施(テーマ「倫理指針に関する研修会」)(受講者45名)
3 大学の国際化に関する目標	・海外の新規協定大学の開拓及び既存協定大学との連携強化に積極的に取り組んでいることを評価するが、交換留学協定校分を含み大学全体の学生の海外派遣及び留学生受け入れ数がかつ年停滞状況にあることは残念である。大学全体としての海外派遣及び留学生受け入れ数について、中期目標に定めるとおり達成すべき具体的な目標を明確にし、その実現に取り組むことを期待する。	①過去の推移からは派遣、受け入れとも増加傾向にある。 ○平成28、29年度に締結した協定校(締結予定含む) <平成28年度締結> ・交換交流協定 仁川大学校(韓国)、ハンバツ大学校(韓国) ・学術交流協定 上海師範大学人文与伝播学院(中国) <平成29年度締結予定> ・交換交流協定 テキサスA&M大学キンズビル校(米国) ※先方サイン待ち ・包括協定 Lincoln University(ニュージーランド) ※先方サイン待ち この他、ベトナム国家大学、ヨーク大学(カナダ)、台湾国立聯合大学と協定文の調整中。 ○平成28、29年度の年度別で海外に派遣した本学の学生数 <平成28年度> 短期(国際理解演習、外国語現地演習等の1ヶ月未満):70名 長期(交換留学、私費留学等の6ヶ月以上):13名 <平成29年度> 短期(国際理解演習、外国語現地演習等の1ヶ月未満):計80名(予定) 長期(交換留学、私費留学等の6ヶ月以上):計12名(予定)

項目別	指摘事項	対応状況
3 大学の国際化に関する目標(つづき)		<p>○平成28, 29年度の年度別で海外から受入れた本学の留学生数 <平成28年度> ・正規生: 5名 ・非正規生: 12名(交換留学生10名、研究生2名) <平成29年度> ・正規生5名 ・非正規生: 11名(交換留学生11名)</p> <p>②今後、どの大学、地域に何名の交換留学を行う予定か、中期目標の達成根拠を明らかにする。</p> <p>・平成30年1月現在、交換留学協定を締結している大学は、北京聯合大学、三育大学校、国立仁川大学校、国立ハンパツ大学校、ナコーンラチェシーマラチャパット大学、インドネシア大学、デモインエリアコミュニティーカレッジの8大学である。 これらの大学から現在11人の交換留学生を受け入れている。また、本学からは7名の学生が派遣されている。</p> <p>・今年度、新たにテキサスA&M大学キンズビル校と交換留学協定を締結し、現在、ベトナム国家大学人文社会科学大学、台湾国立聯合大学との交換留学協定を交渉中である。中期目標No.28では「交換留学協定校を8校以上に拡大する」としているが、今年度中に10校程度に拡大する見通しである。また、「外国人留学生の受入人数を倍増(12人)」についても、協定校が増えることから、来年度中には達成できるものと考えている。</p> <p>・一方で、派遣する学生が7名と少なく、また、数年にわたり派遣実績のない大学もあることから、今後は派遣学生の増加施策や派遣が期待できる大学との提携等について検討を行い、量から質への変換を行う必要がある。</p> <p>・大学全体の取組としては、国際政策学部を設置した国際教育研究センターの全学組織化を進めるほか、海外派遣や留学生受入数について平成30年度に大学の国際化ポリシーの策定の中で検討していく。</p>
II 地域貢献等に関する目標	・特になし。	
III 管理運営等に関する目標 1 業務運営の改善及び効率化に関する目標	・特になし。	
2 財務内容の改善に関する目標	<p>・28年度決算において教育研究活動に直接かかわる教育経費、研究経費支出が前年度を大きく下回ることとなったことは遺憾である。経費節減・抑制の必要性はいままでもないが、他の経費とのバランスを考慮しつつも、大学としての基本条件である教育研究活動の質の確保の根幹となるこれらの経費について、必要な額の維持・確保、更なる充実への十分な配慮を期待する。</p>	<p>・平成29年度においては教育経費、研究経費両事業とも復元を図っており、ご指摘のとおり大学運営の基本となる教育・研究活動に支障がないよう、今後も予算措置を講じていく考えである。</p>
3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標	・特になし。	
4 その他業務運営に関する目標	・特になし。	

公立大学法人山梨県立大学理事長報酬の改定について

1. 改定理由

地方独立行政法人の役員報酬は、国及び地方公共団体の職員の給与等を考慮して定めるよう法律に規定されており、理事長の報酬については、山梨県の特別職等の年間給与額を考慮して決定された経緯がある。

このため、山梨県特別職の給与改定を踏まえ、理事長報酬の改定を行ったものである。

2. 改定内容

・年俸額の引き上げ

区分	改正前	改正後	改定額
	年俸額	年俸額	年俸額
理事長	13,870,000	13,930,000	60,000

※理事長年俸の算出内訳

	給料月額	期末手当			年収額	年俸額
		加算率	支給月数	支給額		
改定前	830,000	45%	3.25	3,911,375	13,871,375	13,870,000
改定後	830,000	45%	3.3	3,971,550	13,931,550	13,930,000

改定前の年収額=830,000円×12ヶ月+830,000円×1.45×3.25=13,871,375円≒13,870,000円（改定前の年俸額）

改定後の年収額=830,000円×12ヶ月+830,000円×1.45×3.30=13,931,550円≒13,930,000円（改定後の年俸額）

3. 実施時期

平成29年12月1日から適用する。

～参考～

<地方独立行政法人法(平成15年7月15日法律第118号)【抜粋】>

(役員報酬等)

第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届けるとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

(準用)

第五十六条 第四十八条及び第四十九条の規定は、一般地方独立行政法人の役員報酬等について準用する。この場合において、第四十八条第三項中「実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

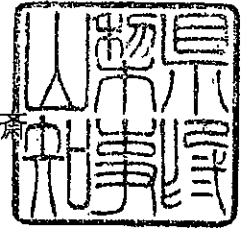


私科第 4075 号-1
平成 30 年 2 月 8 日

山梨県公立大学法人評価委員会
委員長

殿

山梨県知事 後藤 斎



公立大学法人山梨県立大学の役員報酬の支給基準の変更について（通知）

このことについて、公立大学法人山梨県立大学から別添のとおり届出がありましたので、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第56条第1項において準用する同法第49条第1項の規定に基づき、通知します。

山梨県県民生活部 私学・科学振興課

私学・大学担当 塚田

電話 055-223-1322

FAX 055-223-1781

Mail : shigaku-kgk@pref.yamanashi.lg.jp



梨飯第1518号
平成29年12月21日

山梨県知事
後藤 齋 殿

公立大学法人山梨県立大学
理事長 清水 一彦

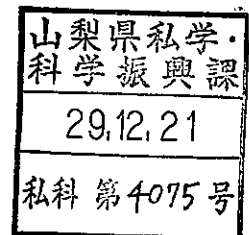


役員報酬等の支給基準の変更届出について

このことについて、地方独立行政法人法第56条第1項の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

(変更)

・公立大学法人山梨県立大学役員報酬規程



経営企画課 一宮
TEL : 055-224-5261
FAX : 055-228-6819

規程の概要

公立大学法人山梨県立大学事務局

題名	公立大学法人山梨県立大学役員報酬規程の一部改正
趣旨	山梨県の特別職等の職員の期末手当の改定を踏まえ、役員報酬について所要の改正を行う必要がある。
内容	<p>○改正内容 理事長の年俸の額 1,387万円 → 1,393万円</p> <p>○改正の理由 理事長の年俸は、県の特別職の年収額を基に算定しているが、県の特別職の期末手当の支給割合の引き上げ（3.25月→3.30月）を踏まえ、学長の年俸額を引き上げる。</p>
施行期日	平成29年12月21日から施行する。
留意点	なし
参考事項	平成29年12月1日から適用する。

公立大学法人山梨県立大学教職員給与規程 新旧対照表 (平成29年12月21日施行)

新	旧
<p>公立大学法人山梨県立大学役員報酬規程 (平成22年4月1日制定法人第3101号)</p> <p>(年俸)</p> <p>第3条 常勤の役員の年俸の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 理事長 <u>13,930,000円</u></p> <p>(2) 副理事長 10,800,000円</p> <p>(3) 理事 10,800,000円</p> <p>2 略</p> <p>附 則 (施行期日) この規程は、平成29年12月21日から施行し、平成29年12月1日から適用する。</p>	<p>公立大学法人山梨県立大学役員報酬規程 (平成22年4月1日制定法人第3101号)</p> <p>(年俸)</p> <p>第3条 常勤の役員の年俸の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 理事長 <u>13,870,000円</u></p> <p>(2) 副理事長 10,800,000円</p> <p>(3) 理事 10,800,000円</p> <p>2 略</p>

公立大学法人山梨県立大学役員報酬規程

(平成22年4月1日制定 法人第3101号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 常勤の役員に対する報酬は、年俸（1の年度（4月1日から翌年3月31日まで）の勤務に対する対価をいう。）及び通勤手当とする。

2 非常勤の役員に対する報酬は、月額報酬、日額報酬及び通勤に要する費用とする。

(年俸)

第3条 常勤の役員の年俸の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 理事長 13,930,000円
- (2) 副理事長 10,800,000円
- (3) 理事 10,800,000円

2 前項に規定する年俸の額は、当該常勤の役員の経歴、業績評価の結果、法人の運営状況、社会情勢等を勘案し、同項に規定する当該役員の年俸の額の範囲内でこれを変更して決定することができる。

(年俸の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、教職員が引き続いて常勤の役員（理事長を除く。次項において同じ。）となる場合の年俸の額は、その者が引き続き教職員であった場合に給与規程の規定により支給を受けることとなる給与の額を基礎として決定する。

2 前条の規定にかかわらず、山梨県職員（山梨県職員給与条例（昭和27年山梨県条例第39号。以下「給与条例」という。）第1条に規定する職員をいう。）が、任命権者の要請に応じ、引き続いて常勤の役員となるため退職手当を支給されずに山梨県を退職し、かつ、引き続いて常勤の役員となる場合の年俸の額は、その者が引き続き山梨県職員であった場合に給与条例の規定により支給を受けることとなる給与の額を基礎として決定する。

(年俸の支給方法)

第5条 常勤の役員の年俸は、年俸の額を12で除して得た額（以下「月払年俸額」という。）を公立大学法人山梨県立大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第10条第2項に規定する支給日に支給する。ただし、3月にあつては、年俸の額から当該年度に既に支払われた月払年俸額の合計額を差し引いた額を支給する。

2 年度の中で新たに常勤の役員となった者には、第2条第1項の規定にかかわらず、その日からの年俸を支給する。

3 年度の中で常勤の役員が退職し、又は解任されたときは、第2条第1項の規定にかかわらず、その日までの年俸を支給する。ただし、常勤の役員が死亡により退職したときは、その月の末日までの年俸を支給する。

4 前2項の規定により支給する年俸は、当該年度の総日数から公立大学法人山梨県立大学教職員の勤務時間等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第10条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算するものとし、その支給方法については、第1項の規定にかかわらず理事長が別に定める。

(年俸の返還)

第6条 年度の中で退職し、又は解任された常勤の役員に対し前条第1項の規定に基づき支給された当該年度の月払年俸額の合計額が、同条第4項に規定する計算の方法によって計算して得られた額を超えるときは、当該常勤役員はその超える部分に相当する額を法人に返還しなければならない。

(非常勤役員報酬)

第7条 非常勤の役員の報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の中から勤務形態を考慮して決定する。

- (1) 理事 月額300,000円又は日額30,000円
- (2) 監事 日額30,000円

2 第5条第2項から第4項の規程は、非常勤役員報酬（日額の場合を除く。）の日割計算について準用する。この場合において、同条第2項から第4項中「年度の」とあるのは、「月の」と、「年俸」とあるのは、「月額報酬」と、同条第2項及び第3項中「常勤の役員」とあるのは、「非常勤の役員」と、「第2条第1項」とあるのは「第2条第2項」と読み替える。

3 非常勤の役員の日額報酬は、その業務に従事した日数に応じて支給するものとし、支給日については、理事長が別に定める。
(通勤手当等)

第8条 常勤の役員の通勤手当の額、支給要件及び支給方法については、給与規程の例による。

2 非常勤の役員の通勤に要する費用の額及び支給方法については、公立大学法人山梨県立大学教職員旅費規程に準じて、理事長が別に定める。

(報酬の支払方法)

第9条 役員報酬は、その全額を現金で直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額からその金額を控除して支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、役員報酬は、役員からの申し出に基づき口座振替の方法により支払うことができる。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、別に定める場合を除き、これを切り捨てるものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(特例措置)

2 平成23年10月1日から平成27年3月31日までの間における常勤の役員の年俸の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、理事長にあっては同項第1号に定める年俸の額から当該年俸の額に100分の7を乗じて得た額を減じた額とし、副理事長及び理事にあっては同項第2号及び第3号に定める年俸の額から当該年俸の額に100分の4を乗じて得た額を減じた額とする。

3 第5条第2項及び第3項の規定により支給する年俸は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に限り、次により算出した額とする。

イ 第3条に定める年俸の額（次号及び第7項において「基本年俸」という。）に、次の表に掲げる期間及び役員区分に応じ同表に掲げる率を乗じて得た額を算出する。

期間	役員	率
平成23年4月1日から平成23年9月30日まで	理事長	100分の9
	副理事長及び理事	100分の6
平成23年10月1日から平成24年3月31日まで	理事長	100分の7
	副理事長及び理事	100分の4

ロ 基本年俸からイにより算出した額を減じて得た額を算出する。

ハ ロにより算出した額にそれぞれの期間の総日数から勤務時間規程第10条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算した額を合計して算出した額とする。

4 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間における常勤の役員の年俸の支給方法は、第5条の規定にかかわらず、理事長が別に定める。

(臨時特例)

5 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における常勤の役員の第5条第1項に規定する月払年俸額は、第2項の規定を適用しないで算出した月払年俸額から、当該月払年俸額に、理事長にあっては100分の15を乗じて得た額に相当する額を、副理事長及び理事にあっては100分の10を乗じて得た額に相当する額をそれぞれ

減ずる。

6 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における常勤の役員の年俸額は、次の各号に定める額の合計額とする。

(1) 平成25年4月1日から平成25年6月30日までの間 第2項の規定を適用して算出した月払年俸額の合計額

(2) 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間 前項の規定を適用して算出した月払年俸額の合計額

7 第5条第2項及び第3項の規定により支給する年俸は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に限り、次により算出した額とする。

イ 基本年俸に、次の表に掲げる期間及び役員の区分に応じ同表に掲げる率を乗じて得た額を算出する。

期間	役員	率
平成25年4月1日から平成25年6月30日まで	理事長	100分の7
	副理事長及び理事	100分の4
平成25年7月1日から平成26年3月31日まで	理事長	100分の15
	副理事長及び理事	100分の10

ロ 基本年俸からイにより算出した額を減じて得た額とする。

ハ ロにより算出した額にそれぞれの期間の総日数から勤務時間規程第10条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算した額を合計して算出した額とする。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年3月4日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年12月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の公立大学法人山梨県立大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

この規程は、平成29年12月21日から施行し、平成29年12月1日から適用する。

第二期公立大学法人山梨県立大学中期目標	第二期公立大学法人山梨県立大学中期計画
<p>第一 中期目標の期間 平成二十八年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの六年間とする。</p>	<p>第一 中期計画の期間 平成二十八年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの六年間とする。</p>
<p>第二 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育の成果・内容等に関する目標</p> <p>ア 学士課程 (No.1)</p> <p>自主的、総合的に考え判断する能力、豊かな人間性と広い視野、様々な知識を現代社会と関連づけて生きる力を培う教養教育と、各学部の教育目標や特色を生かして専門的知識と技術を培う専門教育により、地域の創造的な発展を担う人材を育成する。その一環として、学部ごとに必要な達成目標を定め、学修成果の向上を図る。</p> <p>地域に貢献し得る問題解決能力を身につけるため、山梨県全体をキャンパスに、地域に根ざした実学・実践重視の教育を行う。</p> <p>三学部の連携により学際的な領域の教育に取り組むとともに、各学部の特性を生かした他教育機関や研究機関等との連携や産官民との連携を通じて、学生が多様な教育機会の確保を図る。</p> <p>(ア) 国際政策学部 (No.2)</p> <p>国際政策学部では、グローバルな視点に立って地域社会の問題を考え、地域の自然、文化及び産業を豊かにして地域の活力をつくる人材並びにアジアをはじめとする世界各国と地域社会をつなぎ、平和で豊かな国際社会の形成に貢献できる人材を育成する。その際、養成すべき人材育成に合致した、達成すべき具体的目標を定め、実施する。</p> <p>Next ○行動計画に従って、コース導入の理念を踏まえた教育を実施する。</p> <p>(イ) 人間福祉学部 (No.3)</p> <p>人間福祉学部では、深い共感的理解、問題解決への知的探究心及び協働できる力を持ち、乳幼児から高齢者まで誰もが人間らしく、その人らしさを発揮して生き生きと生活できる地域社会、即ち「福祉コミュニティ」づくりに主体的かつ実践的に貢献できる人材を育成する。その際、養成すべき人材育成に合致した、達成すべき具体的目標を定め、実施する。</p>	<p>第二 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育の成果・内容等に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 学士課程</p> <p>1. 全学共通の「学士力」と各専門領域の「専門力」を可視化できるカリキュラムの体系化・構造化を図る。</p> <p>2. 科目ナンバリング制を導入し、学部ごとに学修成果の達成目標を設定する。</p> <p>3. COC+事業等を通じて、学部間及び他教育機関、研究機関等、産官民との連携強化を推進するとともに、サービスラーニング科目をはじめ地域関連科目の充実を図り、体験型のアクティブラーニング教育を全学的、学際的に実施する。</p> <p>(ア) 国際政策学部</p> <p>4. 社会のグローバル化に対応して、問題解決能力の育成をより重視したカリキュラム再編成を早期に実施するとともに、行動する国際人を目指して半数以上の学生に地域や海外に出て行う学習を経験させる。また、英語教育においては、中期計画期間中に4年次後期において学生の半数がTOEIC650点以上を、そのうちの二十パーセントは800点以上を獲得することを目指す。</p> <p>5. 育成する人材像をより明確化し、地域マネジメント、国際ビジネス・観光、国際コミュニケーションの3コース及び、副専攻コースを設置するとともに、1学部1学科制への移行を図る。</p> <p>(イ) 人間福祉学部</p> <p>6. 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の養成目的を明確化し、その目的達成に向けた具体的な方策を策定し計画的に実行する。新卒者の社会福祉士国家試験の合格率について六十パーセント以上を達成し、精神保健福祉士国家試験の合格率について百パーセントを目指す。</p>

第二期公立大学法人山梨県立大学中期目標	第二期公立大学法人山梨県立大学中期計画
<p>(ウ)看護学部 (No.4) 看護学部では、人間や社会を看護学的に探究する能力、倫理的な判断力と科学的な思考力及び専門的職業人としての豊かな人間性を兼ね備え、優れた看護実践により地域に貢献できる人材を育成する。看護師、保健師及び助産師の国家試験合格率については、達成すべき具体的目標を定め、実施する。</p> <p>イ 大学院課程 (No.5) 地域ニーズや時代の変化、学問の進展に的確に対応するため、大学院機能の充実・発展を含めた教育研究組織の在り方について積極的に検討を進める。 看護学研究科では健康と福祉の向上に寄与する専門領域のスペシャリストの育成と教育研究者の育成の観点から、教育課程の充実改善を図る。</p> <p>ウ 入学者の受け入れ (No. 6) 県立大学にふさわしい優秀な学生を受け入れるために、大学の教育研究活動について関係者への周知を図るとともに、多様な能力・意欲・適性を総合的に評価・判定し、社会人も考慮した入学者選抜を実施し、随時見直し、及び改善を図る。</p> <p>エ 成績評価等 (No. 7) 学士課程においては、授業の到達目標を明示し、客観的で明確な基準による厳正な成績評価を行い、学生の単位認定、進級・卒業時の質の保証を確保する。 大学院課程においては、授業の到達目標を明示し、厳正かつ公正な成績評価と学位論文審査を実施し、修了時の質の保証を確保する。</p> <p>(2) 教育の実施体制等に関する目標 (No. 8) より質の高い教育を提供するため、教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント活動）を引き続き積極的に進めるとともに、教員の教育活動を定期的、かつ、多角的に評価し、評価結果を教育の質の改善に反映する。</p>	<p>(ウ) 看護学部</p> <p>7. 看護師、保健師、助産師、養護教諭の専門的職業人の養成目的を明確化し、その目的達成に向けた具体的な方策を策定し計画的に実行する。新卒者の国家試験について、看護師百パーセント、保健師百パーセント、助産師百パーセントの合格率を達成する。</p> <p>イ 大学院課程</p> <p>8. 学問の進展や地域社会のニーズを踏まえた柔軟かつ高度な大学院課程を構想し、その実現に向けた取組を積極的に進める。</p> <p>9. 看護学研究科では社会人学生の生活実態に即した学修環境を整備するとともに、スペシャリストの育成・教育研究者の育成のために、3つのポリシーの検証・評価を実施し、教育課程・教育内容の充実改善を図る。</p> <p>ウ 入学者の受け入れ</p> <p>10. 大学の魅力を発信するとともに、学力以外の能力（思考力・判断力・表現力等）を重視する入試方法の工夫や給費奨学金制度の導入等により、留学生や社会人を含み幅広く優秀な学生を受入れ、安定した定員充足を維持する。</p> <p>11. 全学AOセンターを早期に設置し、入学者選抜の実施体制を整備するとともに、入試方法や入試結果に関する追跡実証研究を行うなど、高大接続改革実行プランに基づく入試改革を推進する。</p> <p>エ 成績評価等</p> <p>12. GPAを本格的に実施するとともに、基礎データの分析によりその効果を検証し、それぞれの課程における質保証の改善を図る。</p> <p>13. 学びの技法の教育法を習得するFDワークショップの開催等を通じて、学生の能動型アクティブラーニングを促進する教育方法や教育評価法を開発・実践する。</p> <p>(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>14. これまでの全学的なFDの実績を踏まえ、さらに課題別、テーマ別の研修会を新たに導入・実施するとともに、「大学コンソーシアムやまなし」等を通じて、広域ネットワークを活用した教職員のFDあるいはSDの組織化を実現する。また、学生による授業評価を継続し、その結果を公表するとともに、教育の質の向上に反映させる。</p>

第二期公立大学法人山梨県立大学中期目標	第二期公立大学法人山梨県立大学中期計画
<p>(3) 学生の支援に関する目標</p> <p>ア 学習支援 (No. 9)</p> <p>すべての学生 (外国人留学生や社会人学生、障害のある学生を含む。以下同じ。) が学習しやすい環境をつくるため、学習相談体制を整備するとともに、教職員と学生のコミュニケーションを促し、学生からの要望を反映させる体制を維持し、随時見直し、及び改善を図る。</p> <p>すべての学生の自主的な学習を促進するための仕組みを一層充実させる。</p> <p>イ 生活支援 (No. 10)</p> <p>すべての学生が健康で充実した大学生活を送るため、生活面での相談体制や健康管理体制の充実を図る。</p> <p>経済的に困窮している学生の支援のため、経済的理由による授業料の減免等について一層の充実を図る。</p> <p>ウ 就職支援 (No. 11)</p> <p>すべての学生に対してキャリアサポートセンターを中心として、就職支援体制を強化することにより就職率(就職者数/就職希望者数)百パーセントを目指す。</p> <p>2 研究に関する目標</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標 (No. 12)</p> <p>公立大学としての意義を踏まえた地域の課題や社会の要請に対応した特色ある研究に取り組む。</p> <p>各分野の研究の成果については、国内外に通用する優れた水準を確保し、地域及び国内外に積極的に発信するとともに、社会への還元に努める。</p> <p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標</p> <p>ア 研究実施体制等の整備 (No. 13)</p> <p>社会的、地域的に要請の高い研究や学術的に重要性の高い研究等の中から重点研究課題を選定し、当該選定課題に対し、研究費の重点的配分等、弾力的な研究実施体制を確保する。目指すべき研究水準及び研究成果が達成できるよう柔軟に研究者を配置するとともに、民間企業や地方自治体等との研究者交流を進める。</p> <p>分野の違いを越えて取り組む独創的なプロジェクト研究を育成、推進する。研究者が倫理を堅持し、適正な研究活動を推進するための制度や体制を充実</p>	<p>(3) 学生の支援に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 学習支援</p> <p>15. すべての学生 (外国人留学生や社会人学生、障害のある学生を含む。以下同じ。) が学習しやすい環境をつくるため、引き続き学生相談窓口を設けるなど、学習相談体制をさらに進展させるとともに、両キャンパスにおいて学生の自主的な学びと相談の場 (ラーニングコモンズ) 等を整備する。</p> <p>16. 学生との対話「学長と語る」を年間複数回実施する。</p> <p>イ 生活支援</p> <p>17. すべての学生が安全にかつ安心してキャンパス生活を過ごすために、中期計画期間中に学生支援体制に係る情報や組織の一元化を目指すとともに、相談に適した環境整備を行い、学生に関する支援制度を充実する。</p> <p>18. 経済的困窮者に対する授業料減免措置(定員ベースで算定した授業料収入額に対する減免比率)を2%から4.4%以上に拡充して、意欲ある学生を経済的に支援する。</p> <p>ウ 就職支援</p> <p>19. 個々の能力・適性に応じた就職が可能となるよう、すべての学生に対して、キャリアガイダンス、セミナー等の企画実施をはじめ、企業・施設等でのインターンシップなどの就職支援活動を積極的に行い、就職率(就職者数/就職希望者数)百パーセントを目指す。</p> <p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>20. 「大学が地域を変える、社会を変える」の方針のもと、地域の課題や社会の要請に対応した特色ある組織的な研究を推進し、その成果を公表する。また、学外委員を含めた研究評価委員会を設置し、組織的な研究成果を評価する。</p> <p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 研究実施体制等の整備</p> <p>21. 強力かつ効率的な地域研究拠点を形成するために、COC事業の終了時には既存の地域研究交流センターと地域戦略総合センターを統合するとともに、学外委員も含めて地域研究課題や学術的に重要性の高い研究を重点的に選定し、実施する。</p> <p>22. 研究倫理を保持するための管理・責任体制を明確化し、効果的な運用を図るとともに、利益相反等に関する基本的な方針についても企画・立案し、実施する。</p>

第二期公立大学法人山梨県立大学中期目標	第二期公立大学法人山梨県立大学中期計画
<p>させる。 多様なニーズに応える研究を支援するための組織や仕組みを整備するとともに、外部の競争的研究資金を獲得するための支援体制を維持し、随時見直し、及び改善を図る。</p> <p>イ 研究活動の評価及び改善 (No. 14) 研究の経過や成果などの研究活動を評価し、評価情報を公表する体制とともに、研究の質の向上に結びつける仕組みを、維持し、随時見直し、及び改善を図る。</p> <p>3 大学の国際化に関する目標 (No. 15) 国際教育研究センターを中心として、教育、研究その他大学運営全体について、国際的な協力・交流を積極的に進め、大学全体の国際化をすすめる。 外国の大学等との国際交流協定の拡大などにより、海外留学や外国人留学生の受け入れなどについて、達成すべき具体的目標を定め、実施する。 大学の国際化や教育内容の充実、研究水準の向上のため、外国の大学等との教育・学術交流や国際共同研究など教職員の国際交流を推進するとともに、外国人教員の比率を計画的に向上させる。</p>	<p>23. 本学の特色が活かせる大規模研究に対し、学部を超えた研究体制が敷けるよう、全学的な支援体制を継続する。</p> <p>24. 科学研究費等の学外の競争的研究資金の申請・獲得を促進するために情報収集、提供、申請手続の支援等を行う体制を継続する。</p> <p>イ 研究活動の評価及び改善</p> <p>25. 教員の研究業績評価を定期的実施し、その結果を公表する。</p> <p>26. 外部資金の獲得実績のほか、とくに質の高い研究成果や研究業績を上げた教員に研究費の増額や学長表彰等のインセンティブを付与する。</p> <p>3 大学の国際化に関する目標を達成するための措置</p> <p>27. 国際政策学部内組織である国際教育研究センターについて、その実績を踏まえながら平成30年度を目途に全学組織化し、留学や海外研修に関する支援措置を拡充し、学生及び教職員の外国大学との交流を推進する。</p> <p>28. 中期計画期間中に交換留学協定校を8校以上に拡大させることなどにより、交換留学による海外留学と外国人留学生の受け入れ人数を倍増(12人)させる。</p> <p>29. クォーター制や秋入学制の導入などグローバルスタンダードに即した教育システムの改革について積極的に検討するとともに、外国人教員の比率(外国人教員数/専任教員数)を中期計画期間中に倍増(6.6%)させる。</p>
<p>第三 地域貢献等に関する目標 (No. 16) 地域貢献の窓口である地域研究交流センター等を中心に、COC事業、COCプラス事業等の実施を踏まえ、大学の持つ人的・物的・知的財産を地域に還元する取り組みを全学挙げて積極的に推進する。</p> <p>1 社会人教育の充実に関する目標 (No. 17) 社会人の課題解決ニーズや学び直しニーズに応えるため、必要なときにいつでも学ぶことのできる体制を整備し、観光その他県内産業で働く社会人のニーズに合致した公開講座や子育て支援者の養成講座の開催等をはじめ、資格取得にもつながる生涯学習支援やリカレント教育を積極的に行う。</p>	<p>第三 地域貢献等に関する目標を達成するための措置</p> <p>30. 地域研究交流センターの運営体制を充実強化するとともに、多様な地域課題に対応した学内外に対する組織的・協働的な教育プログラムや研究を計画的に実施する。</p> <p>31. 看護実践開発研究センターにおいて、認定看護師の需要を見極めながら、その育成・支援に積極的に取り組むとともに、県内の保健医療福祉の実践現場に携わる看護職が学び続ける場を提供する。</p> <p>1 社会人教育の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>32. 観光産業をはじめ、県民の社会人学び直し事業を制度化し、学内外の人材を活用した社会人教育の充実を図る。また、子育て支援者の養成講座の開催等、資格取得にもつながるリカレント教育を行う。</p>

第二期公立大学法人山梨県立大学中期目標	第二期公立大学法人山梨県立大学中期計画
<p>2 地域との連携に関する目標 (No. 18) 山梨県や県内市町村、企業、NPO法人などとの主体的・組織的な連携を深め、交流を進めるとともに、少子高齢化、人口減少等を始めた地域が抱える様々な課題に対応した地域研究や地域と連携したプロジェクトを推進し、大学の知的資源を活用した支援など、地域のシンクタンクとしての役割を果たす。 また、地域の国際化や国際交流に係る活動を支援し、多文化共生の社会づくりに貢献する。</p> <p>3 教育現場との連携に関する目標 (No. 19) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等への教育支援を行うとともに、高大連携を始めとする学校教育全体との連携を推進する。</p> <p>4 地域への優秀な人材の供給に関する目標 (No. 20) 保健・医療・福祉の向上や地域振興など、社会の変化に応じて地域が抱える諸課題の解決に貢献できる優秀な人材を地域に供給するため、県内就職の促進に向けた取り組みを行う。 国際政策学部、人間福祉学部については、卒業生の県内企業等への就職について、達成すべき具体的目標を定め、実施する。 看護学部については、関係機関と緊密に協議・連携して種々の対策を講じながら学生指導の充実強化を図ることにより、卒業生の半数以上の県内医療機関等への就職を達成する。</p>	<p>2 地域との連携に関する目標を達成するための措置</p> <p>33. 県や自治体、企業、各種団体などと連携し、地域のシンクタンクとしての役割を果たすために、地域課題をはじめ、国内外の産業や文化事業等に資する研究や情報提供を積極的に行う。</p> <p>34. 産学官民の連携強化により、県内在住外国人のための日本語学習支援など地域における国際交流や多文化共生社会づくりを積極的に推進する。</p> <p>3 教育現場との連携に関する目標を達成するための措置</p> <p>35. 学校教員や教育関係者との連絡協議会を開催し、学生の教育ボランティア派遣を含め教育支援を行う。また、出前授業や一日大学体験などを実施し、高大連携を推進する。</p> <p>4 地域への優秀な人材の供給に関する目標を達成するための措置</p> <p>36. 県内外の12大学とともに、COC+事業の推進に取組み、県をはじめとする19の参加自治体及び15の参加団体・法人などとの強固な連携のもと、県内、県外出身を問わず、学生が様々な魅力ある県内企業・施設・医療機関・団体とそれらに携わる人々との出会い、ふれあいの場を数多く設けるなど、山梨のよさを知る機会を充実させるとともに、県内就職に関する情報提供や就職支援を行う。その結果として、中期計画期間中に国際政策学部においては県内就職率四十五パーセント以上を達成し、人間福祉学部においては、県内就職率五十パーセント以上を達成する。また、看護学部においては、中期計画期間中に県内就職率五十五パーセント以上を達成する。</p>
<p>第四 管理運営等に関する目標</p> <p>1 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>(1) 運営体制の改善に関する目標 (No. 21) 社会環境の変化等に対応して大学の機能を最大限発揮できるよう、理事長のリーダーシップの下で戦略的に大学をマネジメントできる、ガバナンス体制を整備する。</p>	<p>第四 管理運営等に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>37. 理事長のリーダーシップの発揮と責任あるガバナンス体制の確立のため、理事長選考方法の見直しを行う。</p> <p>38. 理事長のリーダーシップの下で、ガバナンス機能を強化するために、両キャンパスの有機的連携を図りながら大学の戦略的運営のための補佐体制を整備する。</p>

第二期公立大学法人山梨県立大学中期目標	第二期公立大学法人山梨県立大学中期計画
<p>(2) 人事・教職員等配置の適正化に関する目標 (No. 22) 柔軟で弾力的な人事制度の構築を進める。 学外の人材や多様な任用方法の活用等により、専門性の高い人材を確保・育成するとともに、全学的な観点から適正に教職員等を配置し、組織の活性化を図る。 教育研究活動の活性化を図るため、教職員等の業績を適切に評価し、その結果を給与等に反映できる仕組みを構築する。</p> <p>(3) 事務等の効率化・合理化・高度化に関する目標 (No. 23) 専門知識・能力を有する人材を確保・育成し、事務局機能の高度化、効率化を一層推進する。 職員の職務能力開発のための組織的な取り組み（スタッフ・ディベロップメント活動）を積極的に推進する。</p> <p>2 財務内容の改善に関する目標</p> <p>(1) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標 (No. 24) 運営費交付金や授業料等学生納付金のほか、外部研究資金の獲得や多様な大学事業の展開による自主財源の確保・拡充等、自己収入の増加のための組織的な活動に取り組む。</p> <p>(2) 学費の確保に関する目標 (No. 25) 授業料等学生納付金については、公立大学の役割、優秀な学生の獲得や適正な受益者負担等の観点及び社会情勢等を勘案し、適正な水準を維持する。</p> <p>(3) 経費の抑制に関する目標 (No. 26) 予算の弾力的、効率的な執行、管理的業務の簡素化、合理化などを進めるとともに、教育研究水準の維持向上に配慮しながら、組織運営の効率化等を進め、経費の抑制を図る。</p> <p>(4) 資産の運用管理の改善に関する目標 (No. 27) 全学的かつ経営的視点から、施設・設備等の効率的活用を進めるとともに、金融資産については、安全確実な運用を行う。</p>	<p>(2) 人事・教職員等配置の適正化に関する目標を達成するための措置</p> <p>39. 全学的な人事方針を策定し、外国人や若手の積極的な採用を含めた透明かつ公正な人事を実施する。</p> <p>40. 組織の活性化を図るために、専門性の高い教職員の確保・育成に努め、適正な人員配置を行う。</p> <p>41. 教員の業績評価の結果を踏まえ、教育、研究、社会貢献、学内運営の各領域における優秀な教員に特別昇給や理事長表彰等のインセンティブを付与する。また、職員についても、人事評価を実施し、その結果を給与等に反映する。</p> <p>(3) 事務等の効率化・合理化・高度化に関する目標を達成するための措置</p> <p>42. 採用計画に基づき、中期計画期間中に職員のプロパー化を進める。</p> <p>43. 効率的・合理的な事務執行のため、課長会議の場を活用して、随時事務組織及び業務分担の見直しについて検討を行う。</p> <p>44. プロパー職員のキャリアパスを策定するとともに、学内外の研修への参加、他大学と連携したネットワーク型SDを活用した体系的で実践的な研修制度を構築し、高度化・複雑化する大学業務に対応できる専門的知識・能力を備えた職員を育成する。</p> <p>2 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>45. 科学研究費補助金への申請率を向上させ、またより大型の研究プロジェクトの申請を奨励することにより、全体の採択件数及び獲得額の増加を図る。中期計画期間中に、申請件数95件、採択件数45件を目指す。</p> <p>(2) 学費の確保に関する目標を達成するための措置</p> <p>46. 授業料等の学生納付金について、優秀な学生の確保等の多様な観点から、他大学の状況等も踏まえながら適切な金額設定を行う。</p> <p>(3) 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>47. 管理的業務の一元化等によって経費の削減を実施する。</p> <p>(4) 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>48. 施設・設備等の利用状況を適切に把握し、より効率的な活用を図るとともに、金融資産については、安全確実な運用を行う。</p>

第二期公立大学法人山梨県立大学中期目標	第二期公立大学法人山梨県立大学中期計画
<p>3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標 (No. 28) 教育研究活動及び業務運営について、定期的に自己点検・評価を実施するとともに、認証評価機関による認証評価を受け、その結果を速やかに公表し、教育研究活動及び業務運営の改善に活用する。</p> <p>4 その他業務運営に関する目標</p> <p>(1) 情報公開等の推進に関する目標 (No. 29) 公立大学法人としての社会への説明責任を果たし、広く県民の理解を得るため、広報体制の強化を図り、教育研究活動や業務運営に関して積極的かつ迅速な情報提供を行う。</p> <p>(2) 施設・設備の整備・活用等に関する目標 (No. 30) 良好な教育研究環境を保つため、施設・設備の適切な整備・維持管理を行うとともに、有効活用を図る。</p> <p>(3) 安全管理等に関する目標 (No. 31) 学内の安全と衛生の確保及び災害発生時など緊急時のリスク管理のための体制を整備するとともに、個人情報の保護など情報に関するセキュリティを確保する。</p> <p>(4) 社会的責任に関する目標 (No. 32) 法令遵守の徹底と人権尊重や男女共同参画の推進、環境への配慮など、公立大学法人としての社会的責任を果たす体制を維持し、随時見直し、及び改善を図る。</p>	<p>3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>49. 自己点検・評価システムの検証・見直しを実施し、法人経営と教学経営の双方の観点から自己点検・評価を実施するとともに、認証評価機関による認証評価を受け、その結果を公表し、改善を図る。</p> <p>4 その他業務運営に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>50. 大学ポータルサイトに参加するとともに、地（知）の拠点整備事業等の成果を積極的に発信・提供する。</p> <p>51. 大学の広報体制を整備し、ホームページの内容の充実を図るとともに、大学の運営状況をはじめ教職員や学生の教育研究成果を国内外に積極的に発信・提供する。</p> <p>(2) 施設・設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <p>52. 効果的・効率的な教育研究環境を維持するため、計画的に施設・設備の修繕を実施する。</p> <p>53. 大学の施設等を大学の運営に支障のない範囲で地域社会に開放する。</p> <p>(3) 安全管理等に関する目標を達成するための措置</p> <p>54. 学内の安全と衛生を確保するため、ストレスチェック制度など労働安全衛生法等に基づく取組を推進する。また、学内外の安全・安心な教育環境を確保するために、各種の災害、事件、事故に対する学外も含めたリスク管理を強化・充実するとともに、個人情報の保護などに関する情報セキュリティ教育を実施する。</p> <p>(4) 社会的責任に関する目標を達成するための措置</p> <p>55. 法令遵守、人権尊重、男女共同参画の推進、環境への配慮などへの意識の醸成を図るため、研究倫理教育やハラスメント防止のための啓発活動と相談・対応体制を充実するなど、大学の社会的責任を果たすための体制を整備し、その取組を実施する。</p>
	<p>第五以降 略</p>

平成30年度山梨県公立大学法人評価委員会 スケジュール(案) 参考資料2

	H30年度				
	5月	6月	7月	8月	9月
平成29年度 実績評価			<p>7月初旬</p> <p>評価委員会②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務実績報告 (法人から) ・財務諸表説明 (法人から) <p>各委員による 実績評価の実施 (評価表の作成) 7月末頃締切予定</p>	<p>8月中旬</p> <p>評価委員会③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務実績評価 審議 	<p>9月議会 に報告</p>
平成30年度 計画	<p>5月下旬</p> <p>評価委員会①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度計画 説明 (法人から) 				